

～ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向けて～

第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画

《素案》

平成28年(2016年)1月

門 真 市
門真市教育委員会

(余白)

*** 目 次 ***

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけと期間 | 2 |
| 3 計画の策定体制 | 4 |
| 第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況 | 5 |
| 1 門真市の状況 | 5 |
| 2 ひとり親家庭等の生活実態と意識 | 11 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 19 |
| 1 基本理念 | 19 |
| 2 基本的な視点 | 19 |
| 3 基本方向 | 21 |
| 第4章 施策の展開 | 24 |
| 1 情報提供・相談支援の充実 | 24 |
| 2 就労への支援 | 27 |
| 3 生活や子育てに対する支援 | 30 |
| 4 子どもが健やかに育つ環境づくり | 33 |
| 5 養育費の確保及び面会交流に向けた支援 | 35 |
| 6 経済的な支援 | 37 |
| 7 ひとり親家庭等を地域で支えるまちづくり | 39 |
| 第5章 計画の推進 | 42 |
| 1 推進体制 | 42 |
| 2 進行管理 | 42 |
| 3 施策の進捗状況を測る指標 | 43 |
| 資料編 | 44 |
| 1 計画策定の経過 | 44 |
| 2 ひとり親家庭等にかかわる主な事業 | 50 |
| 3 「ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査」のその他の結果 | 53 |

(余白)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

門真市では、ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）の生活の安定と向上を図り、就業・自立等に向けたさまざまな取り組みを進めるため、平成18年(2006年)3月に第1次の「門真市母子家庭等自立促進計画」、平成23年(2011年)3月に「第2次門真市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下、「第2次計画」とします。）を策定し、総合的・計画的な施策の推進に努めてきました。

このたび、第2次計画が計画期間の終期を迎えるにあたり、平成28年度(2016年度)以降のひとり親家庭等を対象とした福祉施策推進のよりどころとなる「第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下、「本計画」とします。）を策定することとしました。

第3次計画においては、国における法制度の改正、大阪府による「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」の策定等をふまえつつ、ひとり親家庭等の実態や施策ニーズの把握、第2次計画における実績・課題等の検証を行ったうえで、ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向けて、引き続き総合的・計画的に施策展開を図っていきます。

ひとり親家庭等の支援に関する法制度の改正状況

| | |
|-------------------------|---|
| 平成25年 (2013年) 3月 | 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行 ・母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないことなどが規定されました。 |
| 平成26年 (2014年) 1月 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行 ・「子供の貧困対策に関する大綱」における重点施策として、ひとり親家庭の保護者に対する就労支援、生活支援が掲げられました。 |
| 平成26年 (2014年) 10月 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正 ・父子家庭についても、母子家庭や寡婦と同様に支援対象として、必要な支援を行うことが法律上明記されました。法律名にも父子を加えられました。 |
| 平成27年 (2015年) 4月 | 生活困窮者自立支援法の施行 ・経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象に「生活困窮者自立支援制度」が実施されることとなりました。 |

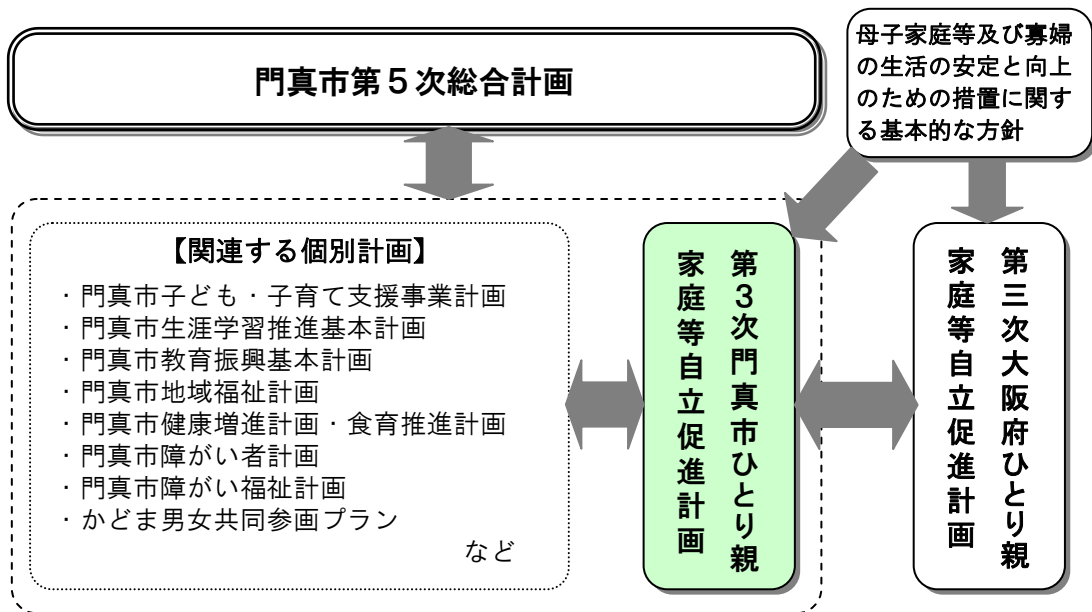
2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める「自立促進計画」であり、母子家庭・父子家庭・寡婦の自立支援を総合的に推進するための「基本的計画」として位置づけるものです。

また、「門真市第5次総合計画」（平成22年(2010年)3月策定、平成27年(2015年)3月改定）を上位計画とし、「門真市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年(2015年)3月策定）などの子育て支援、人権教育、住宅、就労支援等各行政分野の施策・事業や計画との整合・調整を図るとともに、「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」（平成27年(2015年)3月策定）との整合性に留意しながら策定しています。

計画の位置づけ



(2) 計画の対象

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ、母子家庭、父子家庭、寡婦を対象としています。

また、それぞれの定義と計画中の表記については次のとおりですが、施策の中には市民全般や、企業、関係機関・団体等を対象とするものも含んでいます。

| | |
|---------|--|
| 母子家庭 | 離婚、死別等により配偶者のない女性が、20歳未満の児童を扶養している家庭 |
| 父子家庭 | 離婚、死別等により配偶者のない男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭 |
| 寡婦 | 配偶者のいない女性で、かつて配偶者のない女性として20歳未満の児童を扶養していたことのある方 |
| ひとり親 | 母子家庭の母及び父子家庭の父 |
| ひとり親家庭 | 母子家庭及び父子家庭 |
| ひとり親家庭等 | 母子家庭・父子家庭及び寡婦 |

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5年間とし、社会情勢やニーズの変化等により、必要な見直しを行います。

3 計画の策定体制

計画の策定にあたって、市内に在住するひとり親家庭等の方々を対象に、生活の状況や意識等を把握することを目的にアンケート調査を実施し、策定のための基礎資料としました。

また、ひとり親家庭等に対する施策のあり方を広く検討する場として、門真市母子寡婦福祉会をはじめとする市民及び関係団体・関係機関の代表、学識経験者等で構成される「第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画審議会」を開催し、計画策定に向けた協議を進めました。

さらに、パブリックコメントとして幅広く市民の意見をいただくため、平成28年(2016年)1月26日から2月14日まで、計画(素案)について門真市ホームページに掲載するとともに、子育て支援課、市役所本館宿直前、市情報コーナー、保健福祉センター、南部市民センター、市民プラザ、市立公民館、文化会館、市民交流会館(中塚荘)、図書館本館、市民文化会館ルミエールホール、女性サポートステーション(WESS)での閲覧により、意見等を募集しました。

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況

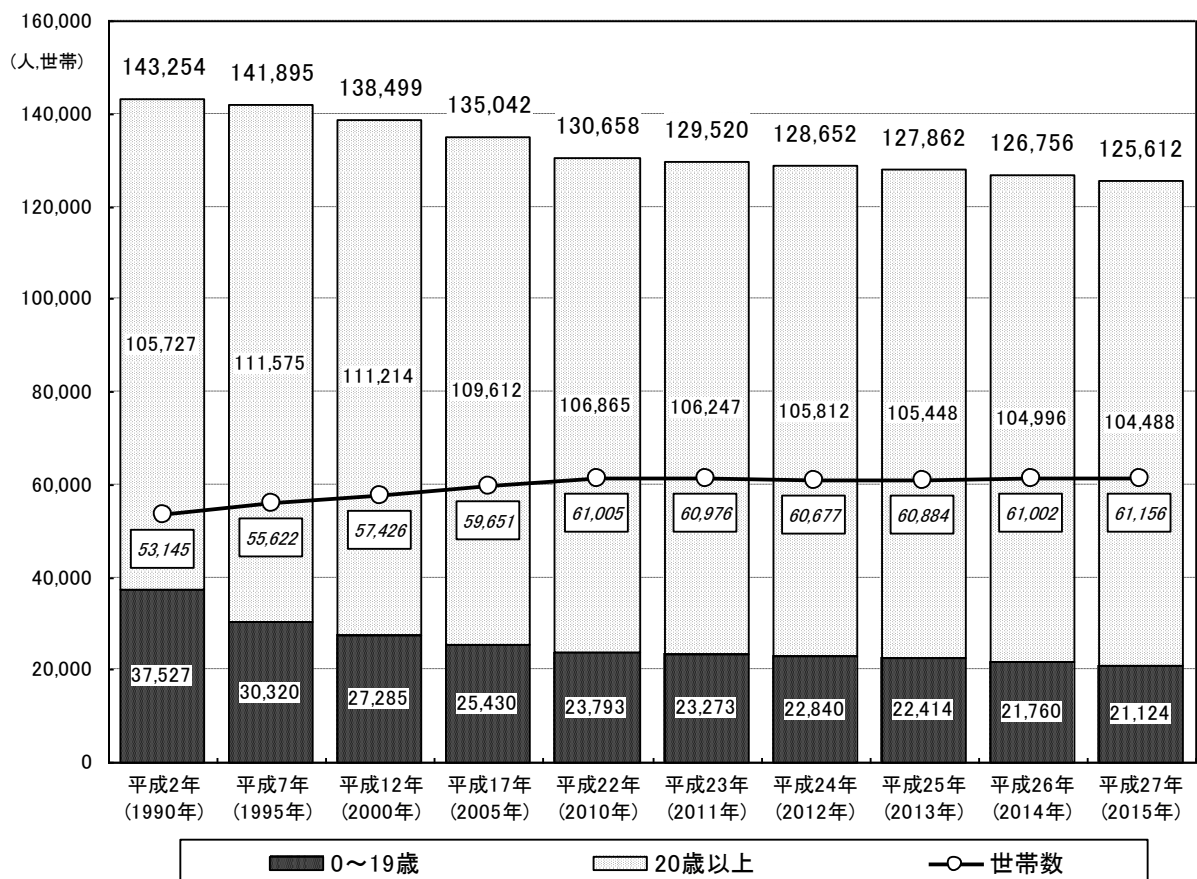
1 門真市の状況

(1) 人口・世帯の状況

門真市の人口は平成27年(2015年)10月1日現在、125,612人、世帯数は61,156世帯です。

人口については緩やかな減少傾向が続いており、世帯数については近年横ばい状況にあります。また、年齢区分別に見ると、20歳未満の児童の人数は人口総数と同様に減少傾向が続いています

門真市の人口・世帯数の推移

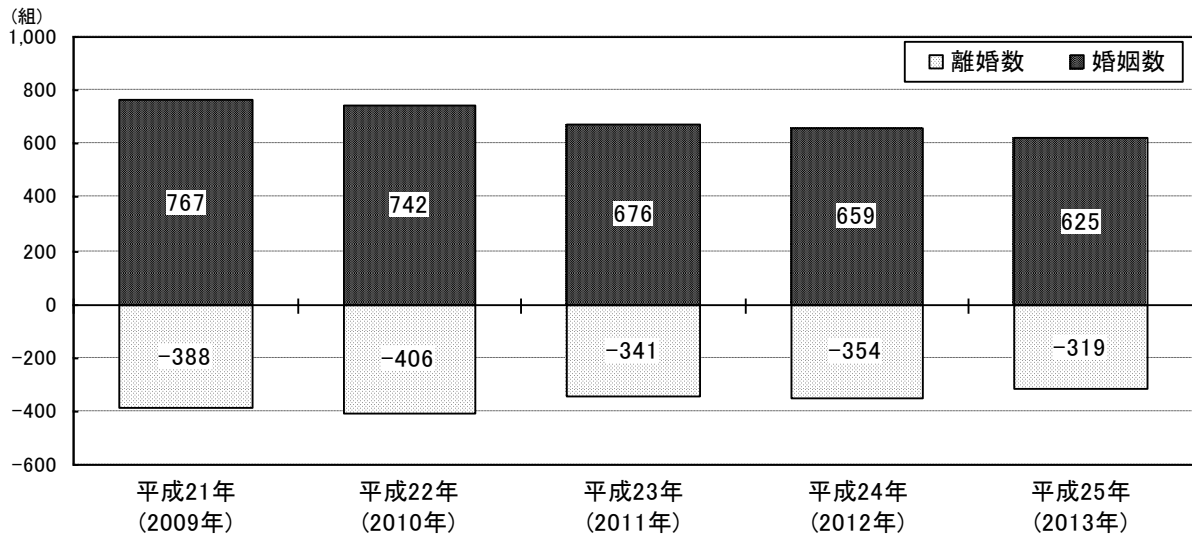


資料：総務部総務管財課／住民基本台帳人口（外国人を含む。平成24年(2012年)7月までは住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計、各年10月1日現在）

(2) 婚姻・離婚の状況

門真市の近年の婚姻数・離婚数の推移を見ると、婚姻数・離婚数とも減少傾向にあり、平均すると婚姻数は年693.8組、離婚数は年361.6組という状況です。

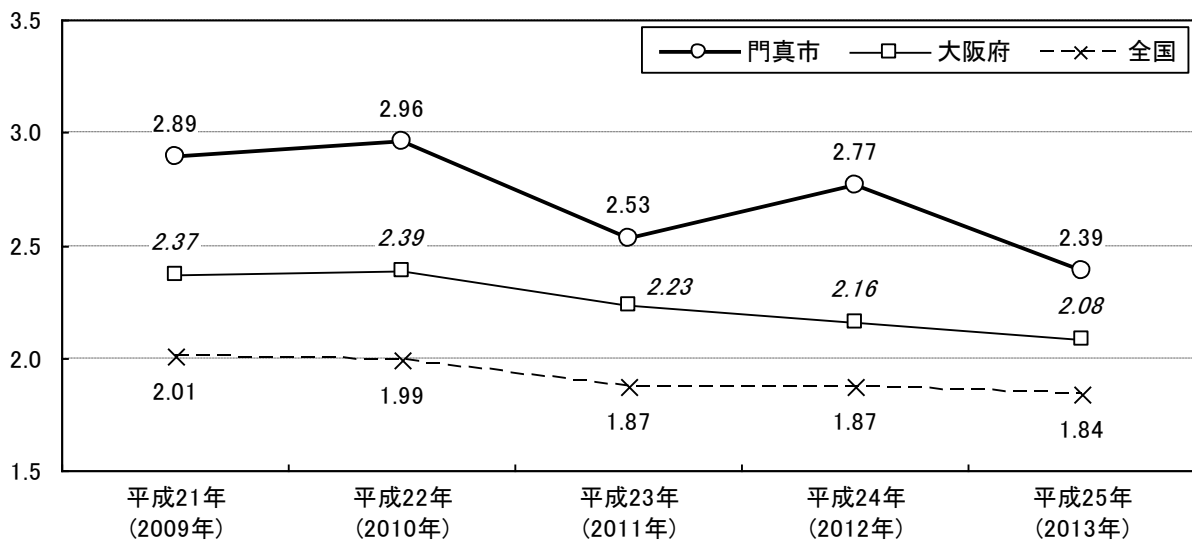
門真市の婚姻数・離婚数の推移



資料：市民生活部市民課／人口動態統計

門真市における近年の離婚率（人口千人あたりの離婚数）は低下傾向にあるものの、大阪府や全国の平均と比べると、依然として高い水準で推移しています。

離婚率（人口千人あたり離婚数）の門真市・大阪府・全国平均の比較



資料：人口動態統計

(3) ひとり親家庭等の状況

国勢調査では、ひとり親世帯のうち、未婚、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満の子どものみで構成される一般世帯を母子世帯、あるいは父子世帯といいます。

母子世帯・父子世帯それぞれの推移を見ると、母子世帯については平成17年(2005年)から平成22年(2010年)にかけて減少に転じ、父子世帯については横ばい状況で推移しています。

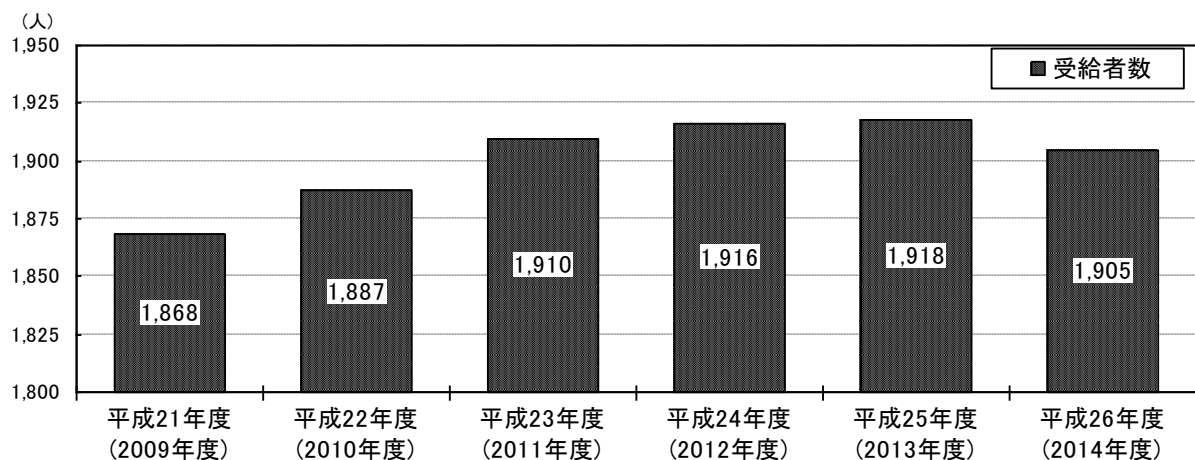
母子世帯・父子世帯の推移 (単位：世帯)

| | 昭和55年 (1980年) | 昭和60年 (1985年) | 平成2年 (1990年) | 平成7年 (1995年) | 平成12年 (2000年) | 平成17年 (2005年) | 平成22年 (2010年) |
|---------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 母子世帯 | 839 | 1,151 | 1,065 | 888 | 1,149 | 1,379 | 1,294 |
| うち6歳未満の子ども のいる世帯 | 134 | 178 | 180 | 194 | 317 | 329 | 228 |
| 父子世帯 | 192 | 242 | 206 | 170 | 162 | 132 | 137 |
| うち6歳未満の子ども のいる世帯 | 10 | 12 | 11 | 12 | 16 | 8 | 9 |
| 合 計 | 1,031 | 1,393 | 1,271 | 1,058 | 1,311 | 1,511 | 1,431 |
| うち6歳未満の子ども のいる世帯 | 144 | 190 | 191 | 206 | 333 | 337 | 237 |

資料：国勢調査

ひとり親家庭を対象とした児童扶養手当の受給者数の状況を見ると、平成23年度(2011年度)以降横ばい状況で推移しています。

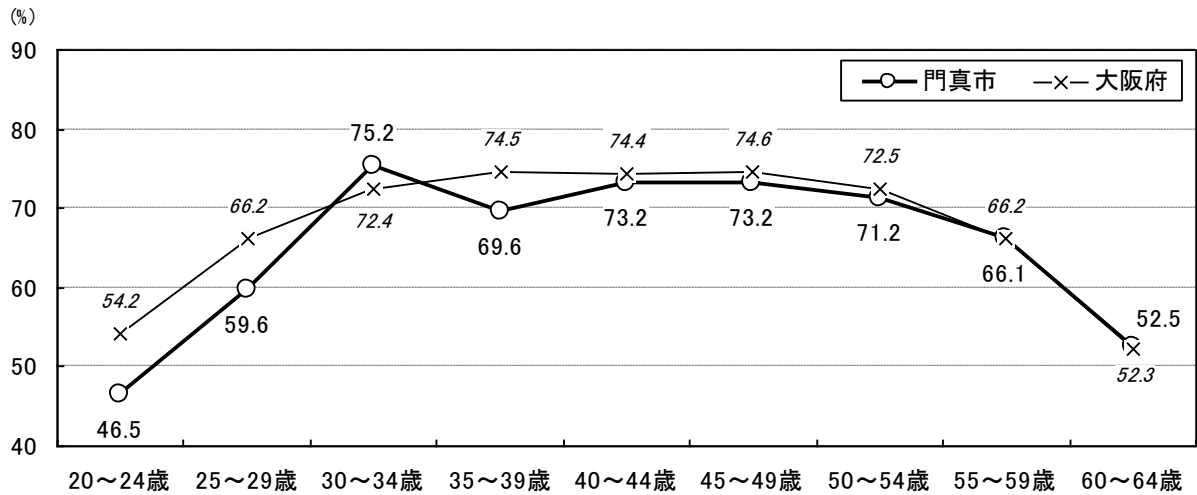
児童扶養手当受給者数の推移



資料：こども政策課調べ

ひとり親家庭等のうち、最も多くを占めている離別した女性の就業率について大阪府平均と比較したところ、門真市では30歳代前半を除いて大阪府平均をやや下回る就業率となっています。

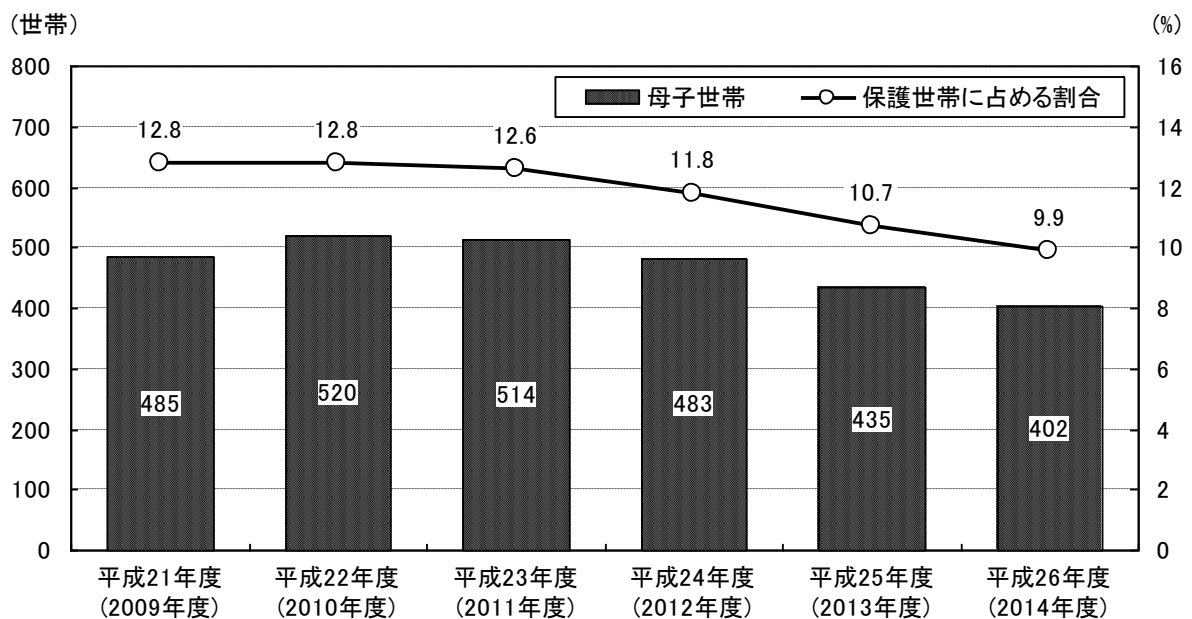
離別女性の就業率



資料：平成22年(2010年)国勢調査

生活保護を受けている母子世帯は、平成22年度(2010年度)から平成23年度(2011年度)にかけて500世帯を超えていましたが、その後は減少傾向に転じ、全保護世帯に占める割合も低下しています。

被保護世帯における母子世帯の推移



資料：保護課調べ

(4) ひとり親家庭等を対象とした施策の実施状況

門真市では、平成23年(2011年)3月に策定した第2次計画に基づき、総合的な施策の推進に努めてきました。主な取り組みについて整理すると次のとおりとなります。

| 基本方向 | ひとり親家庭等を対象とした取り組み | 関連する主な取り組み |
|--------------|---|---|
| 相談・情報提供による支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭等相談 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の生活全般にわたる相談や自立のための相談を受け付け、必要な情報提供や関係機関・団体等との連絡・調整を行います。 ○門真市母子寡婦福祉会による相談事業 ○母子父子福祉推進委員（大阪府委嘱）による相談事業 ○(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会の大阪府母子・父子福祉センターによる相談事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○各種相談事業（家庭児童相談、健康や発育等に関する各種相談、保育所等における育児相談、人権相談、女性のための相談、無料法律相談等） ○民生委員児童委員、主任児童委員等による相談事業 ○各種媒体や窓口等による支援制度・サービス等に関する情報提供 |
| 就労への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子自立支援員による就労相談 ○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給 ひとり親家庭の母または父が、就職に有利な資格を取得するため、養成機関での修業期間中の生活を支援します。対象資格は看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士です。 ○ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の母または父が、雇用の安定及び就職の促進を図るために、就業相談を通じて指定した講座を受講した後に訓練給付金を支給します。 ○(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会の大阪府母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談 | <ul style="list-style-type: none"> ○就労困難者を対象とした地域就労支援事業（相談、講習会・セミナーの開催等） ○生活保護受給者等就労支援事業 |
| 子育て等生活面への支援 | <p>(ひとり親家庭等も含め、子育て家庭全般を対象とした取り組みとして施策・事業を実施しています。)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○各種保育事業 ○放課後健全育成事業 ○市民の健康づくり、食育の推進に向けた各種事業 ○進路選択支援事業 ○住宅相談、市営住宅「子育て世帯」優先枠による募集 など |
| 養育費の確保に向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子自立支援員による離婚前相談、養育費に関する相談 | <ul style="list-style-type: none"> ○各種相談事業 |

| 基本方向 | ひとり親家庭等を対象とした取り組み | 関連する主な取り組み |
|-------------------|---|--|
| <p>経済的な支援</p> | <p>○児童扶養手当の給付 父母の離婚等で、父・母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、子どもの数や受給資格者の所得等により決められた手当を給付します。</p> <p>○ひとり親家庭医療費助成事業 母子家庭や父子家庭で、18歳に到達した最初の3月31日までの子と母、子と父、両親のいない子と養育者の保険診療の医療費を助成します。</p> <p>○母子・父子・寡婦福祉資金 20歳未満の子どもを育てている母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、両親のいない子どもの経済的な安定と自立のために必要な資金の貸付相談を受け付けています。</p> | <p>○生活困窮者を対象とした生活保護制度</p> <p>○門真市社会福祉協議会による生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、生活福祉資金の貸付)</p> <p>○就学援助費の給付</p> <p>○門真市奨学金の支給</p> |
| <p>人権尊重のまちづくり</p> | <p>(ひとり親家庭等も含め、市民全般を対象とした取り組みとして施策・事業を実施しています。)</p> | <p>○人権教育・人権啓発の推進</p> <p>○民間企業や事業所、宅地建物取引業者等に対する啓発</p> <p>○児童虐待の発生予防、早期発見体制の充実</p> |

2 ひとり親家庭等の生活実態と意識

(1) 調査方法と回収状況

本計画の策定にあたって、市内在住のひとり親家庭等の世帯を対象に、生活の実情や意識等を把握し、施策立案の参考とするため、平成27年(2015年)7月にアンケート調査を実施しました。調査の方法や回収状況は次のとおりです。

| | |
|------|---|
| 調査対象 | ・配偶者のいない女子または男子と、20歳未満で未婚の児童が生計を1つにしている家庭を住民基本台帳より抽出し、調査票を配布しました。 ・調査票冒頭の予備設問で母子家庭・父子家庭・寡婦にあてはまる方のみ本設問に回答いただき、それ以外の方については未記入のままご返送いただきました。 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 |
| 調査期間 | 平成27年(2015年)7月8日～24日までを基本とし、9月下旬まで回収しました。 |
| 回収状況 | 配布数：2,500件／到達数：2,484件／回収数：749件／有効回答数：696件 |

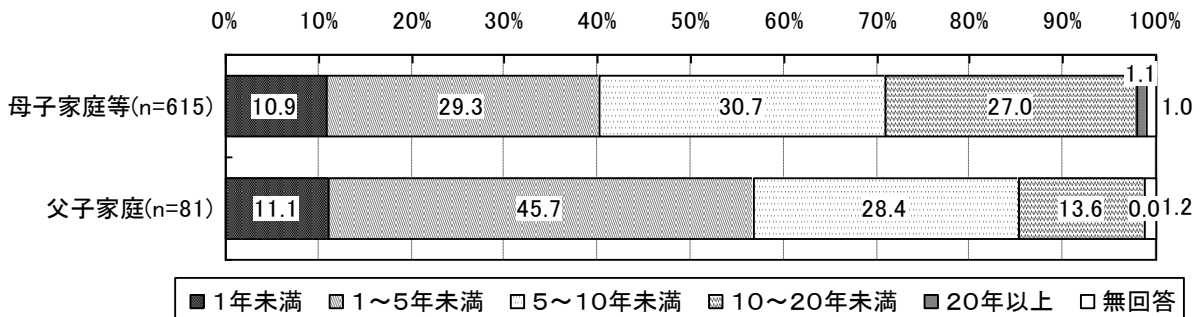
※アンケート調査結果における各設問の母数n (Number of caseの略)は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。

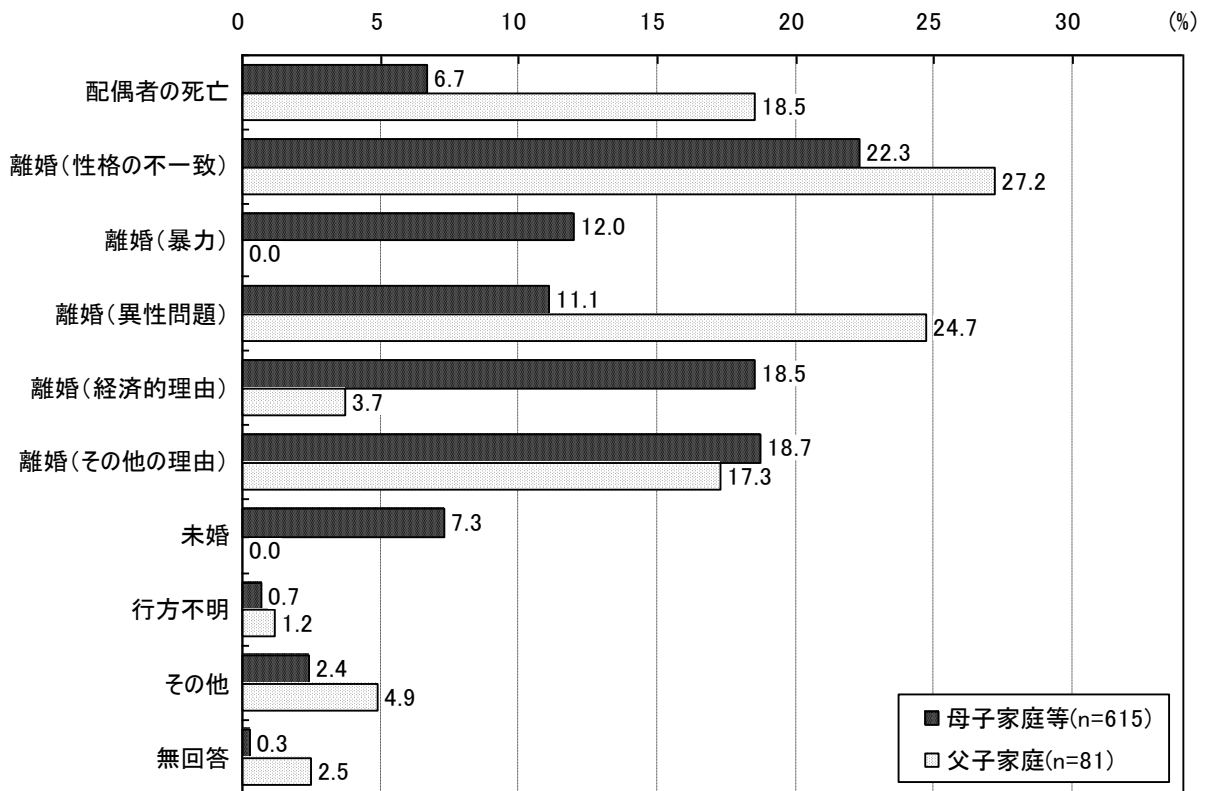
(2) 主な集計結果

◆ひとり親家庭となつてからの年数



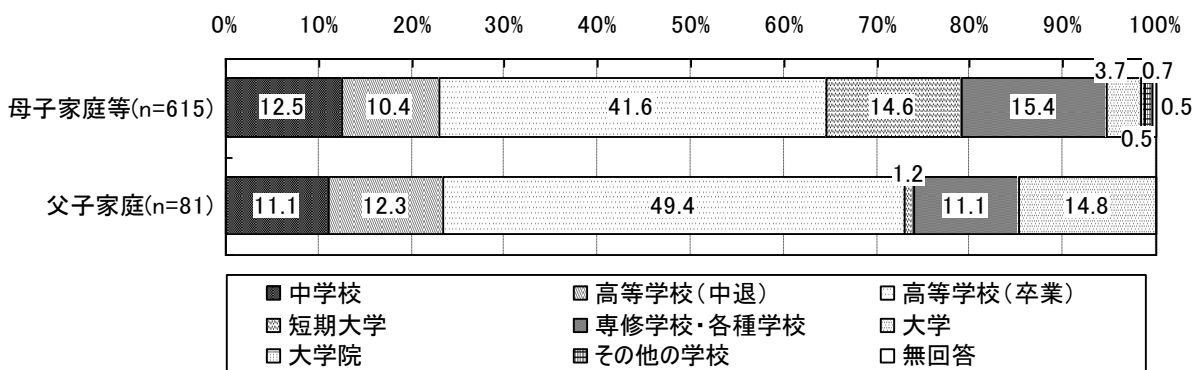
母子家庭等(母子家庭及び寡婦)については、1～5年未満、5～10年未満、10～20年未満が同程度の割合となっています。また、父子家庭については1～5年未満が半数近くを占めています。

◆ひとり親家庭となった理由



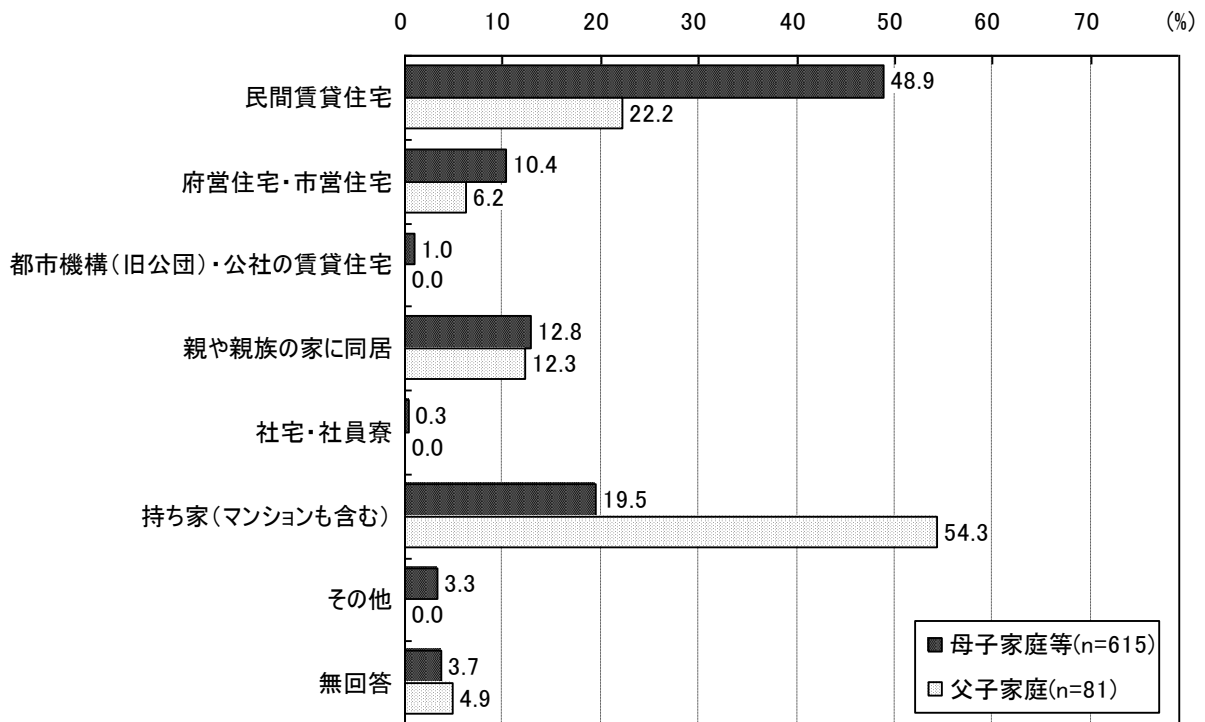
母子家庭等については、性格の不一致や経済的な理由等による離婚が多くを占めています。また、父子家庭については性格の不一致や異性問題等による離婚、配偶者の死亡が多くを占めています。

◆回答者(ひとり親家庭等の親)の最終学歴



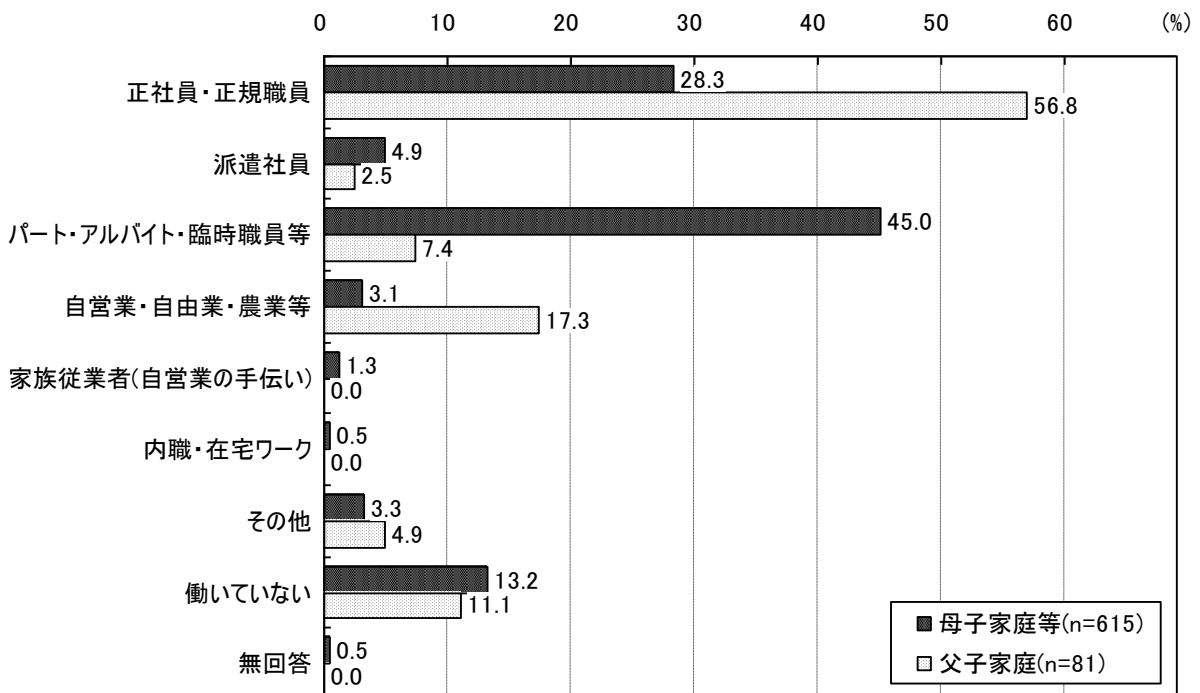
父子家庭の父親の49.4%、母子家庭等の母親の41.6%が高等学校卒業と答えており、中学校卒業と高等学校中退を合わせた割合は母子家庭等・父子家庭とも約23%となっています。

◆現在の住居



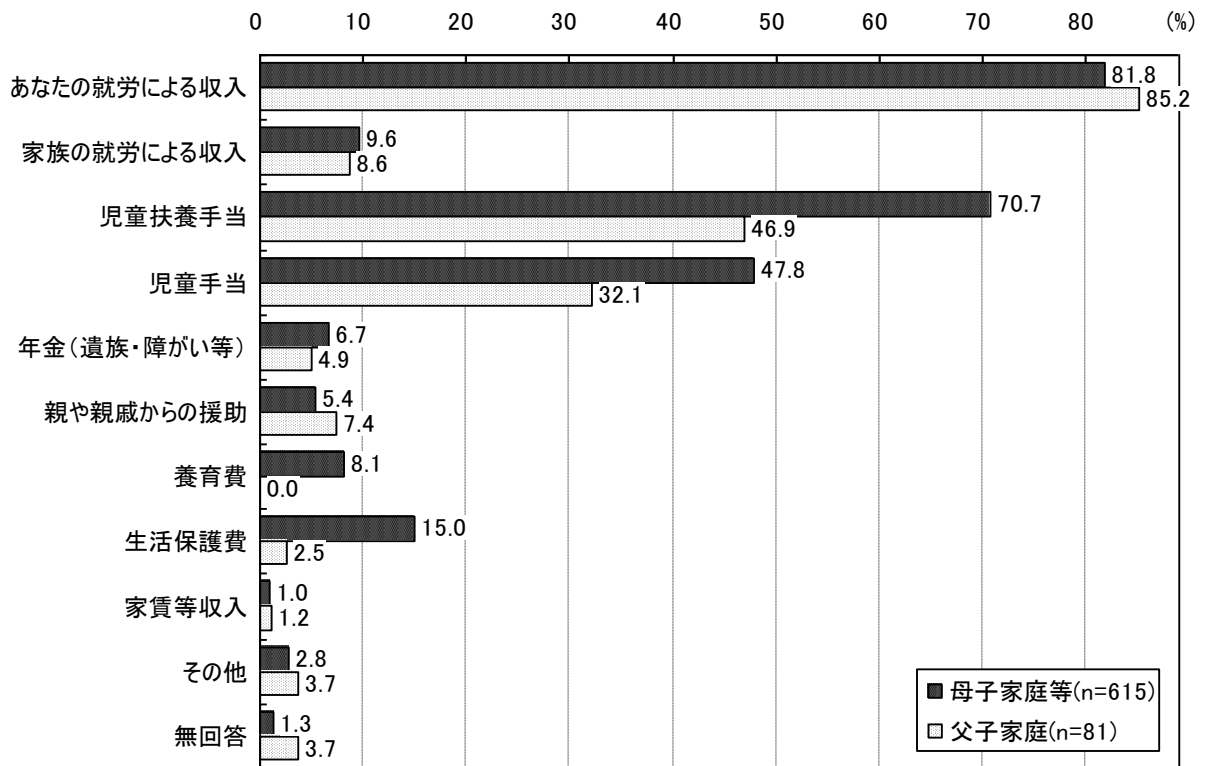
母子家庭等では民間賃貸住宅に居住している家庭が48.9%を占め、父子家庭では持ち家（マンションも含む）が54.3%となっています。

◆回答者（ひとり親家庭等の親）の現在の就業状況



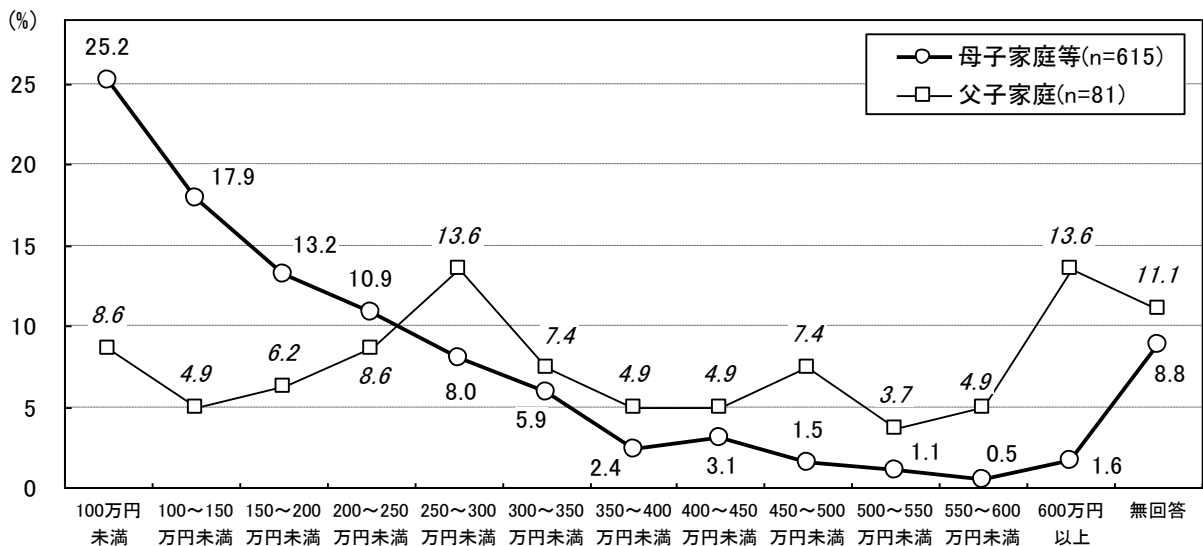
母子家庭等の母親の86.4%、父子家庭の父親の88.9%が何らかの形態で働いています。

◆世帯の収入の種類



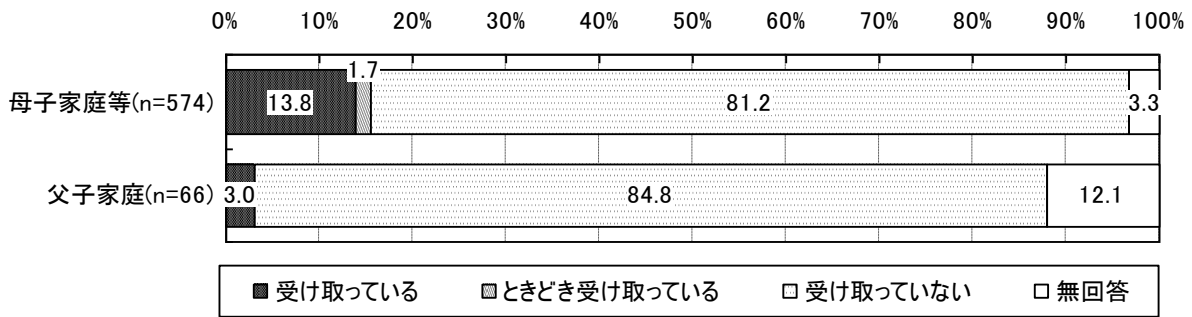
収入としては回答者本人（親）の就労による収入と児童扶養手当、児童手当を上げる人が多くを占めています。また、母子家庭等で生活保護を受けている家庭は15.0%です。

◆回答者（ひとり親家庭等の親）の年間総収入額



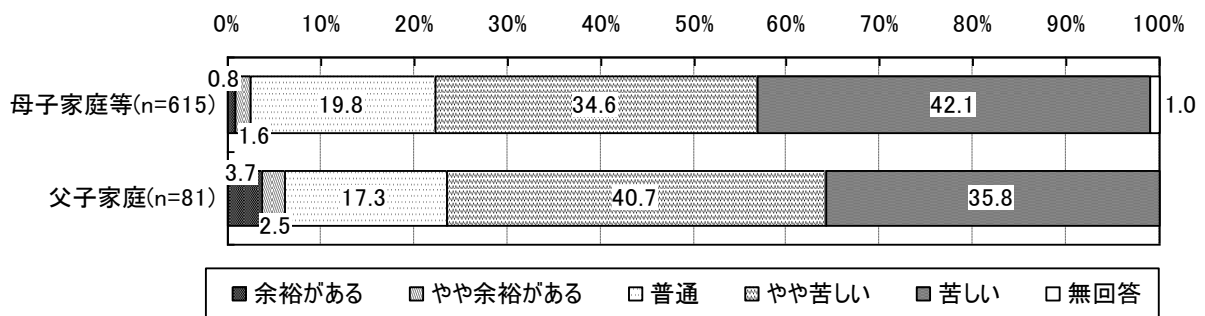
母子家庭等については100万円未満が25.2%となるなど、年間収入200万円未満の家庭が56.3%を占めています。父子家庭では、250～300万円未満と600万円以上の家庭がともに13.6%と最も多くを占めています。

◆養育費の受け取り状況



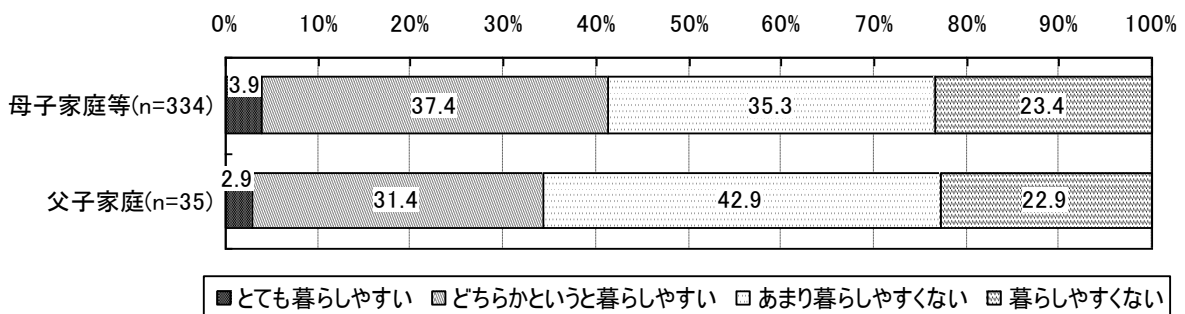
離別した配偶者から養育費を何らかの形で受け取っている家庭は、母子家庭等の15.5%、父子家庭の3.0%となっています。

◆経済的な生活状況についての意識



現在の経済的な生活状況について「苦しい」「やや苦しい」と感じている人は、母子家庭等・父子家庭とも合わせて76~77%となっています。

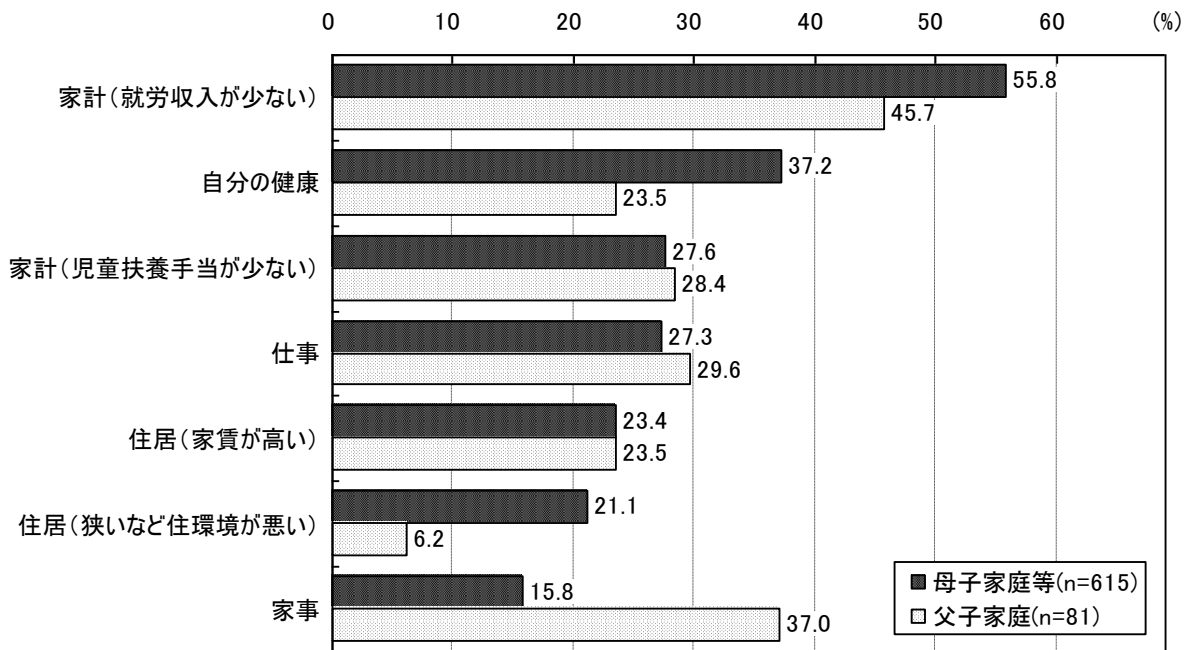
◆ひとり親家庭等にとっての門真市の暮らしやすさ



※選択肢「わからない」と無回答を除いた割合

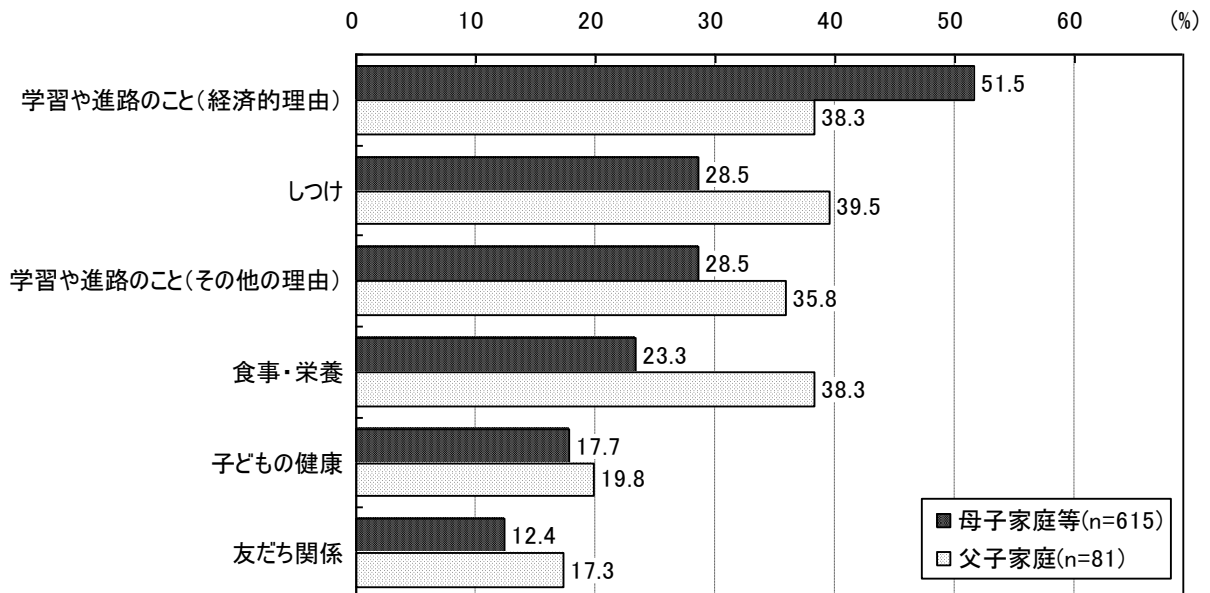
ひとり親家庭等にとって門真市が暮らしやすいかどうかを尋ねた質問で、暮らしやすさについてはっきり回答のあったものだけで各選択肢の割合を見ると、「あまり暮らしやすくない」「暮らしやすくない」と答える人の方が多くを占めています。

◆自分のことで困っていること（母子家庭等・父子家庭のいずれかで15%を超えるもの）



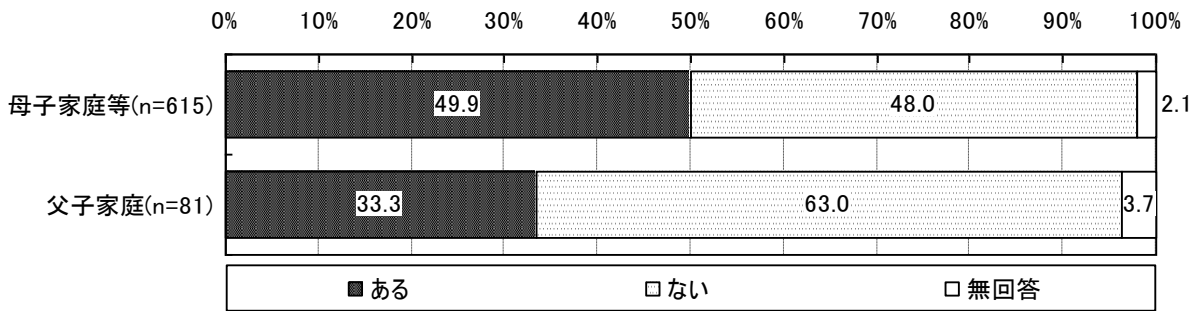
母子家庭等・父子家庭とも、就労収入が少ないことをあげる人が最も多く、次いで母子家庭等では自分の健康、父子家庭では家事に困っている人が多く見られます。

◆子どものことで困っていること（母子家庭等・父子家庭のいずれかで15%を超えるもの）



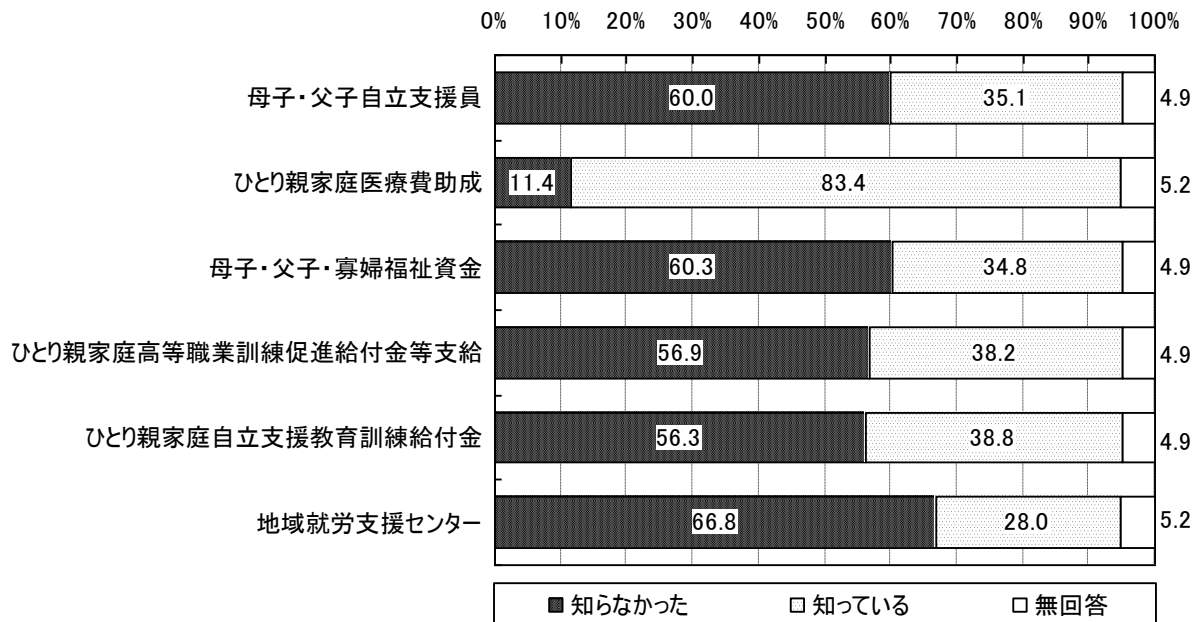
母子家庭等・父子家庭とも、学習や進路のことや子どものしつけ、食事・栄養について困っている人が多く見られます。

◆ひとり親家庭であるために嫌な思いをした経験



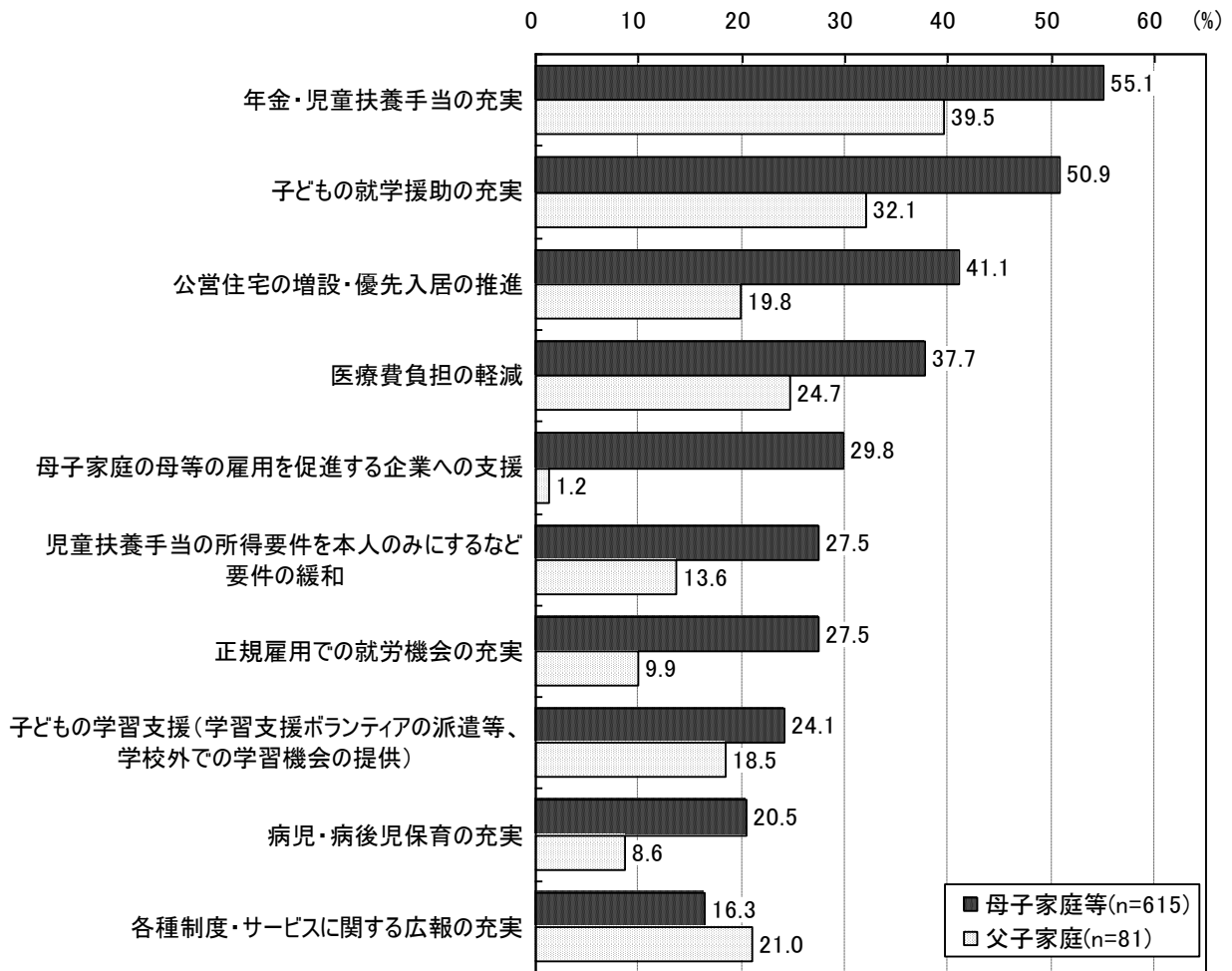
母子家庭等の49.9%、父子家庭の33.3%が嫌な思いを経験したと答えており、主な場面として隣近所のうわさや就職するとき、住宅を借りるときなどがあげられています。

◆ひとり親家庭等にかかわる制度・施策等の周知度



ひとり親家庭等にかかわる6つの制度・施策等を知っているかどうか尋ねたところ、ひとり親家庭医療費助成については83.4%の人が知っていますが、他の制度・施策等については知らなかったという人が60%前後を占めています。

◆ひとり親家庭等の自立や生活の安定を図るための支援策として望むこと
(母子家庭等・父子家庭のいずれかで20%を超えるもの)



ひとり親家庭にかかわる支援策として関心の高いものは、年金・児童扶養手当や子どもの就学援助の充実、医療費負担の軽減など経済的支援に関するものが最も高い関心が寄せられており、公営住宅の増設・優先入居の推進も40%を超えています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向けて

ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の一つであるという基本的人権の考え方を基本として、地域社会や企業等と一体となって、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭の親が、自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるまちづくりをめざします。

とりわけ、子どもたちが頑張っている親の背中を見て育つように、親自体の子育て意識や職業意識などを高められるよう、親育ちの相談・支援を図ります。

また、子どもたちが心身ともにすくすくと健やかに育ち、教育や就職機会などの面で差別や偏見を持たれることなく、希望を持って生活できるまちづくりをめざします。

2 基本的な視点

① ひとり親家庭等への理解の促進と人権の尊重

ひとり親になる原因として離婚が増えているなかで、母子家庭や父子家庭、寡婦であることを特別視する社会的な傾向は依然として残っています。経済的な要因、家庭内での暴力など、外部からはうかがい知れない原因はさまざまであり、離婚等により、ひとり親家庭や寡婦が差別を受けたり、不利益を被るようなことがあってはなりません。

ひとり親家庭等をはじめ、すべての市民が平等で幸せな生活を送ることは基本的人権であり、市民一人ひとりが尊厳を持つかけがえのない存在として、あらゆる人権が尊重され、差別がなく、人々がともに支えあうような社会を築いていくことが重要です。

このため、ひとり親家庭等に対する社会的な理解を促進するとともに、人権尊重の視点に立った施策の推進に努めます。

② 生活全般にわたる自立の促進・支援

ひとり親家庭の親と子が、社会的に自立し、将来に希望を持ち生きがいに満ちた生活を送るためには、就労や住まいの確保をはじめ、親子それぞれの健康の保持・増進、安心して子育てができる環境の整備、子どもの教育支援、地域社会との関係づくりなど、生活全般にわたるさまざまな課題を解決し、ひとり親家庭の自立を総合的に促進・支援することが必要です。

同時に、ひとり親家庭の親がその能力を発揮しながら、自らの生き方を主体的に選び決定できるよう、親自身の精神的な自立を促進するとともに、さまざまな制度や情報、地域の支援等を十分に活用し、自立し充実した生活を送ることができるよう、支援する必要があります。

このため、学校や地域社会、企業や事業所、行政、関係機関等が連携して、社会全体でひとり親家庭の自立を支援する仕組みづくりやひとり親家庭に対する相談・指導、教育・啓発に努めます。

③ 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもは未来の「社会」を担う主人公であり、次代を形づくるさまざまな能力や可能性を秘めています。これらの力が存分に発揮されるためには、親や地域の人々とふれあい、温かい笑顔に包まれながら、子どもたちが心豊かな時代を過ごし、のびのびと健やかに育つことが何よりも重要です。

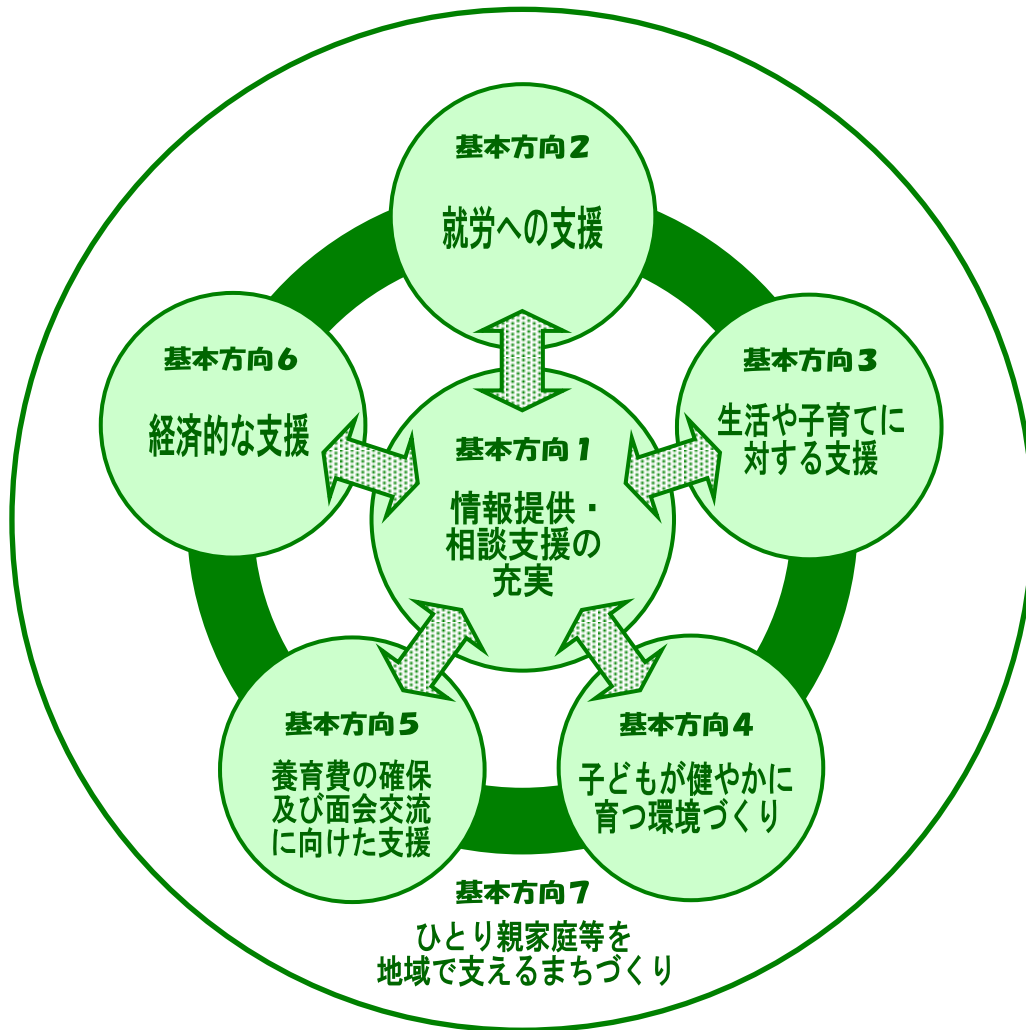
ひとり親家庭の子どもたちが、その家庭状況によって差別されることなく、基本的人権が尊重されるとともに、すべての子育て家庭において子どもたち一人ひとりの意思や能力、可能性が最大限に尊重されるような施策の展開を図っていく必要があります。

このため、ひとり親家庭等の自立支援は、親が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、地域社会、学校、企業や事業所、行政、関係機関等のさまざまな主体の協働と連携により、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、その環境づくりに努めます。

3 計画の基本方向

ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向けて、第2次計画で掲げた6つの基本方向を引き継ぎつつ、本計画の基本方向を次のように掲げます。

ひとり親家庭等の社会的な自立と 子どもの健やかな育成に向けて



基本方向1 情報提供・相談支援の充実

就業をはじめ、子育て、健康に関することなど、ひとり親家庭等の多様な不安や悩み、相談に対応するため、相談支援体制の充実に引き続き努めるとともに、各種制度やサービス等の円滑な利用に向けたわかりやすい情報提供を努めます。

また、大阪府をはじめ支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実に努めるとともに、母子寡婦福祉会をはじめ、ひとり親家庭等の福祉、自立支援を目的とした団体等の活動支援や連携強化を進め、地域と一体となった支援体制の構築を図ります。

基本方向2 就労への支援

ひとり親家庭等が安定的な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、関係機関や関係団体等と連携し、就労相談や求人情報等の提供を行います。

また、職業能力を向上するための訓練をはじめ、資格取得のための支援、就労機会創出のための支援など、関係機関や企業・事業所との連携・協力を強化し、就労支援体制の充実に努めます。

基本方向3 生活や子育てに対する支援

ひとり親家庭等の親が安心して、子育てや家事と就労の両立ができ、子どもの健やかな育成が図れるよう、多様な子育て支援事業の提供、日常生活の支援、親と子の健康づくりに向けた各種事業の推進、住まいの確保など、生活全般における支援体制の充実に努めます。

基本方向4 子どもが健やかに育つ環境づくり

ひとり親家庭等の子どもたちがその置かれている環境にかかわらず健やかに成長するよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図るとともに、学習意欲の向上のための支援や居場所づくりなど、子ども自身への支援に取り組めます。

基本方向5 養育費の確保及び面会交流に向けた支援

ひとり親家庭等の子どもが養育費を得られるよう、養育費の支払いについて広く啓発を行うとともに、養育費の確保に向けた相談・支援の充実を図ります。また、面会交流を円滑かつ継続的に行うための手続きについて適切な助言、相談等を行います。

基本方向6 経済的な支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進ならびに児童の福祉の増進を図るため、経済的支援に関する各種制度について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立支援制度など他の自立支援策との連携を図りながら、適正な給付・貸付業務の推進を図ります。

基本方向7 ひとり親家庭等を地域で支えるまちづくり

ひとり親家庭等が社会を構成する一つの家族形態として尊重され、就職差別や住居制約等により人権侵害されることのないよう、あらゆる人権が尊重される社会の実現をめざすべく人権教育・啓発を進めます。

また、子どもの人権の尊重及び健やかな成長のため、地域ぐるみの虐待予防、見守り支援体制づくりを進めます。

第4章 施策の展開

1 情報提供・相談支援の充実

《国や社会の動向》

- ・平成26年(2014年)10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が改正され、父子家庭についても、母子家庭や寡婦と同様に支援対象として、必要な支援を行うことが法律上明記されるとともに、法律名に「父子」を加えることとなりました。また、これに伴い、母子自立支援員も母子・父子自立支援員と改められました。
- ・平成27年(2015年)4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象に自立支援相談や就労支援等が実施されました。
- ・門真市は、府内市町村でも母子世帯の割合が比較的高く、国勢調査の結果や児童扶養手当の受給状況などから、施策の対象となるひとり親家庭等の世帯数については横ばい状況で推移しているものと思われます。

《第2次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・パンフレット「かどま子育て支援まっぷ」、子育て応援ポータルサイト「すくすくかどまっ子ナビ」(インターネット)などの情報媒体や、市役所窓口等を通じてひとり親家庭に対する支援制度・サービス等に関する情報を提供しています。
- ・母子・父子自立支援員による相談支援として就労相談、貸付相談、各種相談を行っています。

《アンケート調査の結果より》

- ・各種相談窓口や支援制度・事業に関する周知はまだ十分に行き届いていません。
- ・困ったときの相談先は家族や友人等をあげる人が多く、市役所の担当部署や相談窓口は10%未満となっています。また、民生委員児童委員、母子・父子自立支援員、母子寡婦福祉会等をあげる人の割合は低くなっています。
- ・ひとり親家庭等を取り巻く門真市の環境について、関連情報が得やすい、相談がしやすい、支援施策・サービスが充実していると感じている人の割合は低くなっています。
- ・経済面・住宅面と比べると、相談・情報提供に関する取り組みは支援策として望む声はそれほど高くない状況です。

《基本方針》

就業をはじめ、子育て、健康に関することなど、ひとり親家庭等の多様な不安や悩み、相談に対応するため、相談支援体制の充実に引き続き努めるとともに、各種制度やサービス等の円滑な利用に向けたわかりやすい情報提供を努めます。

また、大阪府をはじめ支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実に努めるとともに、母子寡婦福祉会をはじめ、ひとり親家庭等の福祉、自立支援を目的とした団体等の活動支援や連携強化を進め、地域と一体となった支援体制の構築を図ります。

《推進施策》

① 情報提供の充実

ひとり親家庭等が、支援制度やサービス等を必要な時に利用することができるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用し、各種制度・サービス、相談窓口等の周知を行います。

また、児童扶養手当やひとり親家庭医療証の更新時等のさまざまな機会を活用することなどにより、事業の周知や制度等の利用促進に努めます。

② 母子・父子自立支援員による相談事業の推進

ひとり親家庭となる前に、関係機関、団体等と連携し、悩みや不安などの相談にきめ細かに対応するとともに、離婚等によりひとり親家庭になった後の生活設計についての助言など、各種支援制度及びサービス等に関する情報提供や利用にあたっての支援・調整を行います。

また、大阪府やハローワーク等関係機関・団体等と連携するとともに、母子・父子自立支援員が就労支援や養育費等の相談にきめ細かに対応するため、事例や対応方法等の研修に参加し、スキルアップを図ります。

③ 各種相談事業の推進

家庭児童相談をはじめ、行政各部門や関係機関・団体で実施する相談事業の周知を図るとともに、連携強化に努めます。

また、門真市母子寡婦福祉会において、毎月実施している相談事業の周知に努めます。

④ 身近な地域での見守り・支援の推進

ひとり親家庭等の相談支援の充実を図るため、身近な地域の相談窓口となる民生委員児童委員や主任児童委員、社会福祉協議会の校区福祉委員会、かどま・子ども家庭サポーターの会等の活動等との連携強化に努めます。

2 就労への支援

《国や社会の動向》

- ・平成25年(2013年)3月に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないことなどが規定されました。
- ・国勢調査の結果によると、門真市は30歳代前半を除いて離別した女性の就業割合が大阪府平均を下回っています。

《第2次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・ひとり親家庭等に対する就労相談を行っており、年あたり60件程度の利用があります。また、母子家庭の就労を支援するため、ハローワークと連携し生活保護受給者等就労支援事業を実施していますが、申請者は減少する傾向にあります。
- ・就労困難者を対象にした就労支援事業としての相談や講習会・セミナーを実施していますが、ひとり親家庭等の保護者の利用割合は低くなっています。
- ・職業能力開発を目的とした「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」の利用者は毎年増加する傾向にあります。

《アンケート調査の結果より》

- ・母子家庭等の母親の86%、父子家庭の父親の89%が何らかの形で就労しています。
- ・母子家庭等のうち正社員・正規職員の割合は28%で、調査を行うごとに微増傾向にありますが、29歳以下では21%となっており、母親の最終学歴が中卒・高校中退の場合はわずか9%にとどまっています。
- ・収入がよくないこと等を理由として、働いている母親の42%が正社員・正規職員としての転職を希望しています。また、就職時の問題点として29歳以下で資格や技能がないこと、ひとり親家庭であることを問題視されるとの回答が多く見られます。
- ・現在働いていない母親のうち67%が就労を希望しています。一方、働くことを考えていない母親については健康面で働けないとの回答が多く見られます。
- ・仕事を探す際の情報源として、年齢が若いほどインターネットをあげる人が多く見られます。
- ・今後取得したい資格等としてパソコン、医療事務への関心が高くなっています。

《基本方針》

ひとり親家庭等が安定的な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、関係機関や関係団体等と連携し、就労相談や求人情報等の提供を行います。

また、職業能力を向上するための訓練をはじめ、資格取得のための支援、就労機会創出のための支援など、関係機関や企業・事業所との連携・協力を強化し、就労支援体制の充実を図ります。

《推進施策》

① 就労に向けた相談支援及び情報の提供

ひとり親家庭等の就労を促進するため、ハローワーク、大阪府のひとり親家庭等在宅就業支援センター、大阪府母子寡婦福祉連合会の母子家庭等就業・自立支援センター、守口門真商工会議所など関係機関・団体との連携に努め、求職や雇用に関する情報提供を図るとともに、相談者一人ひとりに対応したきめ細かな相談支援に努めます。

母子・父子自立支援員による相談支援を行うとともに、児童扶養手当受給者を対象に生活保護受給者等就労支援事業制度を活用し、きめ細かで継続的な就労・自立支援を行います。

また、女性サポートステーションWESSにおいて実施している就労相談・キャリアカウンセリングや各種セミナーの情報提供に努めるとともに、就労困難者を対象にした地域就労支援事業との効果的な連携を図ります。

② 就労・能力開発のための支援

ひとり親家庭等が就労に必要な知識や技能の習得を図るため、関係機関等と連携し、各種講座やセミナー等の周知啓発を行うとともに、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等が実施する職業訓練や講習会等について情報提供を行います。

また、資格取得や職業能力開発にあたって経済的支援を図るため、「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」、「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」の利用を促進するとともに、技能習得期間中における生活安定のため、母子及び寡婦福祉資金貸付金（生活資金）の無利子貸付について、情報提供と相談に努めます。

③ 保護者の学び直しの支援

ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていけるよう、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部や、高卒認定試験の受験費用の一部を支給する事業の実施を検討します。

④ 就労機会創出のための支援

企業説明会や面接会等を開催するにあたり、ハローワークや守口門真商工会議所、女性サポートステーションWESS、門真市企業人権推進連絡会など関係機関・団体と連携を図ります。また、ひとり親家庭等の親や子の就職の機会均等を保障するため、公正な選考採用が徹底されるよう、企業啓発を推進します。

母子家庭の母や寡婦が新たに事業を開始し自立できるよう、母子寡婦福祉資金貸付金制度の周知を図るとともに、適正な貸付業務を実施します。

3 生活や子育てに対する支援

《国や社会の動向》

- ・平成26年(2014年)1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子供の貧困対策に関する大綱」における重点施策として、ひとり親家庭等の保護者に対する就労支援、生活支援が掲げられました。
- ・平成27年(2015年)4月より子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育事業、地域子育て支援事業が展開されました。

《第2次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・「門真市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種保育事業や放課後児童健全育成事業の提供体制の充実に努めています。
- ・ひとり親家庭等を含め、市民の健康の保持・増進に向けて、「門真市健康増進計画・食育推進計画～健康かどま21～」に基づく取り組みを進めています。
- ・市営住宅において「子育て世帯」優先枠を設け、募集を行っていますが、募集時の競争率については緩和されつつあります。

《アンケート調査の結果より》

- ・母子家庭等について回答者本人の平均年齢が高まっています。また、実の父母・祖父母と同居する人の割合が低くなっています。
- ・30分圏内に実の父母（子どもにとっての祖父母）がいる人は、母子家庭等の47%、父子家庭の40%で、母子家庭等については、手助けを頼みたくても依頼先がない人が17%見られます。
- ・食事・掃除等の家事、地域・学校行事への参加に負担を感じる人が多く見られます。また、母子家庭等の母親で自分の健康に困っている人が37%見られます。
- ・母子家庭等のうち、民間賃貸住宅に住んでいる人がほぼ半数を占め、家賃が高いこと、公営住宅になかなか入れないことに困っており、支援策として公営住宅の増設、優先入居を望む人が多く見られます。

《基本方針》

ひとり親家庭等の親が安心して、子育てや家事と就労の両立ができ、子どもの健やかな育成が図れるよう、多様な子育て支援事業の提供、日常生活の支援、親と子の健康づくりに向けた各種事業の推進、住まいの確保など、生活全般における支援体制の充実を図ります。

《推進施策》

① 子育て支援事業の提供・充実

「門真市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育事業（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業）、地域子ども・子育て支援事業（時間外保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等）の提供体制の確保と充実に努めます。

ひとり親家庭等の親が就労や職業訓練等を十分に行うことができるよう、教育・保育事業の利用にあたっての優先的配慮に努めます。

② 日常生活の支援

ひとり親家庭等の親が病気になったり、技能習得のための講習会の受講、就職活動等、一時的に生活援助や保育、子どもの預かりを必要とする場合に家庭生活支援員の派遣を行う母子家庭等日常生活支援事業について、大阪府と連携してヘルパーの確保を図るなど体制の充実に努めます。

また、18歳未満の子どものいる母子家庭で、子どもの福祉の向上を図る必要があり、施設等の利用を希望する場合、子育てや生活の自立が図れるよう支援します。

③ 健康づくり・食育の推進

関係機関との連携を強化し、健康診査、健康相談等の保健事業をきめ細かく実施していくとともに、各種健（検）診の重要性の周知・啓発、受診しやすい環境づくりを進めます。

また、栄養・食生活やこころの健康等に関する正しい知識・情報の周知・啓発など、「門真市健康増進計画・食育推進計画～健康かどま21～」に基づき、ひとり親家庭等の親子を含め、市民の健康づくり・食育の推進を図ります。

④ 住まいの確保

ひとり親家庭等のうち住宅について困っている人の居住の安定確保を図るため、市営住宅の「子育て世帯」優先枠の中で支援を図るとともに、府営住宅の母子世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等を対象とした「福祉世帯向け」の特別枠について周知を図ります。

また、ひとり親家庭等の民間賃貸住宅への入居制約の解消に向け、家主や宅地建物取引業の事業者に対する啓発を行います。

4 子どもが健やかに育つ環境づくり

《国や社会の動向》

- ・平成26年(2014年)8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることをめざしており、重点施策として教育費負担の軽減、貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進などが掲げられました。
- ・平成27年(2015年)4月より始まった「生活困窮者自立支援制度」においても事業メニューの1つとして生活困窮世帯の子どもの学習支援があげられています。
- ・ひとり親家庭等の児童・生徒は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習の意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、進学ができないなどの不利益な影響を受ける可能性があります。このため、ひとり親家庭等の児童・生徒の学習意欲の向上のための学習支援を推進していく必要があります。

《第2次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・子どもたちの学習習慣の定着を図り、家庭での学習時間の増加を目的として、「まなび舎」と「かどま土曜自学自習室サタスタ」事業を開催しています。
- ・経済的な理由により就学が困難な子どもたちの就学を確保するため、就学援助費を支給するとともに、高等学校等へ進学する生徒を対象に奨学金制度を設けています。また、生活保護世帯の希望者に対して、子どもの生活指導や進路指導などの相談・支援の取り組みを行っています。

《アンケート調査の結果より》

- ・母子家庭等で子どもの学習や進路（経済的な理由）について困っている人が多く見られます。また、子どもの進路については、「子どもの意思に任せる」という人に次いで大学卒をあげる人が多くを占めています。
- ・母子家庭等で学校以外の教育費の負担が大きいと感じる人が多く、12~14歳の子どもがいる家庭の54%、9~11歳の子どもがいる家庭の44%が負担に感じています。
- ・学校以外の活動でさせたいこととしてスポーツ活動が50%前後と多く、母子家庭等については習い事や塾・家庭教師への高い関心が見受けられます。また、子どもの学習支援事業について40%以上の家庭が利用を希望しています。
- ・父子家庭で、子どものしつけや食事等に困っている人が多く見られます。

《基本方針》

ひとり親家庭等の子どもたちがその置かれている環境にかかわらず健やかに成長するよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図るとともに、学習意欲の向上のための支援や居場所づくりなど、子ども自身への支援に取り組みます。

《推進施策》

① 子どもの就学支援

経済的な理由により就学が困難な子どもたちの就学を確保するため、就学援助事業を引き続き実施します。

子どもたちの高校等への進学を支援するため、門真市奨学金事業を推進するとともに、修学資金や就学支度金（母子寡婦福祉資金）などの貸付制度に関する情報の提供、就学支援に関する相談等を行います。

② 学習支援の推進

児童・生徒の学習習慣の定着を図ることをめざし、放課後や土曜日等における学習支援事業を実施します。

ひとり親家庭等の生活保護世帯で、希望する家庭に対して、子どもの健全育成と将来の生活の安定を図るため、教育経験者等専門員による子どもの生活指導や進路指導を行います。

③ 子どもの居場所づくりの推進

放課後子ども教室や放課後児童クラブの開設を通じて、希望するすべての児童の放課後の安全で安心な居場所づくり、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

親の経済状況や生活状況等により、生活習慣の中に学習を取り入れることが困難になった子どもたちに、公民協働等により学習の機会や生活の場等を提供し、支援することを検討します。

④ 次代の親としての教育の推進

次代の親となる子どもたちが、子育ての意義や家庭の大切さ、生命の尊さなどを理解できるよう、福祉施設等における体験学習やボランティアの機会の充実を図るとともに、中高生と乳幼児がふれあう機会などの充実に努めます。

5 養育費の確保及び面会交流に向けた支援

《国や社会の動向》

- ・平成24年(2012年)の民法改正により、離婚後に一緒に暮らしていない親と子どもが会ったり、電話等で交流を行う「面会交流」が規定されました。
- ・平成27年(2015年)4月の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しにあたって、養育費の確保及び面会交流の支援の強化が都道府県及び市町村等が講ずべき内容として追加されました。
- ・全国や大阪府の傾向とも一致しますが、門真市における近年の離婚率は低下傾向にあるものの、大阪府や全国の平均と比べると、依然として高率で推移しています。

《第2次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・離婚前相談をはじめ、さまざまな相談の機会をとらえ、情報提供や相談指導を行っていますが、養育費に関する相談は近年ほとんどない状況です。

《アンケート調査の結果より》

- ・母子家庭等における養育費の受け取り状況、取り決めの状況は経年的に横ばい状況で大きく進展が見られません。養育費を受け取っていない理由としては、相手に支払う意思や能力がなかったから、関係を断ち切りたかったからとするものが多くを占めています。
- ・養育費を受け取っている家庭のほぼ半数が、1か月または1回あたりの平均養育費が3万円～6万円未満と答えています。また、養育費の支払い状況について取り決めた内容が守られているとする人は43%で、一部またはまったく守られていないという人の割合の方が依然として高い状況です。
- ・離婚した配偶者と子どもの面会交流を行っている家庭は、母子家庭等の25%、父子家庭の41%となっています。

《基本方針》

ひとり親家庭等の子どもが養育費を得られるよう、養育費の支払いについて広く啓発を行うとともに、養育費の確保に向けた相談・支援の充実を図ります。また、面会交流を円滑かつ継続的に行うための手続きについて適切な助言、相談等を行います。

《推進施策》

① 養育費に関する広報・啓発活動の推進

ひとり親家庭等及び離婚を考える親が養育費に関する理解を深め、適切な対応が行えるよう、国の養育費相談支援センター等と連携し、児童扶養手当現況届の提出時などさまざまな機会を捉え、養育費に関する情報提供を行うとともに、養育費を確保することの大切さを説明していきます。

② 養育費の確保に向けた相談支援

母子・父子自立支援員が実施する相談において、離婚に際して養育費の確保を行うための取り決めや、離婚後の履行確保など、適切な相談支援に努めます。また、そのために、研修等を通じて知識・技能の向上に努めることで、相談機能の強化を図ります。

養育費の取り決めやその履行確保など、法律に関する問題については、弁護士による無料法律相談を実施します。また、婚姻関係の維持または解消、婚姻解消後の子どもの監護に関する紛争については、民間調停を行う公益社団法人家庭問題情報センターの情報提供に努めます。

③ 面会交流に向けた相談支援

面会交流は子どもの成長にとって重要なものであることから、母子・父子自立支援員が実施する相談において、適切な助言や情報提供が行えるよう、相談機能の強化を図ります。

6 経済的な支援

《国や社会の動向》

- ・平成27年(2015年)4月の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しにあたって、経済的支援策は引き続き実施すべき内容として位置づけられました。
- ・平成27年(2015年)4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象に「生活困窮者自立支援制度」が実施されました。
- ・門真市は、生活保護受給者の割合(保護率)が大阪市に次いで高い水準にあります。被保護世帯全体に占める母子世帯の割合は1割強で推移していますが、厳しい経済情勢の中で今後とも被保護世帯数は横ばいないし増加することが予測されます。

《第2次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・ひとり親家庭等を対象とする児童扶養手当の受給世帯は1,900人規模で長期的に横ばい状況にあります。また、ひとり親家庭医療費助成の受診件数については増減を繰り返しています。
- ・母子寡婦福祉資金の貸付を行っていますが、貸付相談の件数は近年減少傾向にあります。

《アンケート調査の結果より》

- ・経済的な暮らし向きについては、母子家庭等、父子家庭とも「苦しい」「やや苦しい」という人が76~77%を占めていますが、過去の調査と比べると「苦しい」と答える人の割合が低くなっています。
- ・母子家庭等の年間総収入額は100万円未満という人が25%と最も多くを占めています。経年的には割合が低下し、200万円以上の人が増えつつあります。しかし、母親が未婚等、39歳以下、中卒・高校中退の場合は100万円未満の割合が40%前後となっています。
- ・就労収入が少ないことに困っている人が多く、今後の生活に対して90%近い人が何らかの不安を感じています。
- ・20歳以上の子どもの42%が扶養されています。
- ・ひとり親家庭等に対する支援策として年金・手当、就学援助の充実、医療費負担の軽減等が最上位にあります。

《基本方針》

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進ならびに児童の福祉の増進を図るため、経済的支援に関する各種制度について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立支援制度など他の自立支援策との連携を図りながら、適正な給付・貸付業務の推進を図ります。

《推進施策》

① 各種制度の周知と適正な利用促進

ひとり親家庭等の経済的支援に関する制度の周知に努めるとともに、自立に向けた準備期間中の支援であることの趣旨の徹底と適正な利用促進を図ります。

② 児童扶養手当の適正な給付

児童扶養手当制度に関する情報提供を行うとともに、適正な給付業務を実施します。また、必要に応じて、届出等の機会において母子・父子自立支援員との生活面等の相談を行います。

支給開始後5年を経過または支給要件該当後7年を経過した受給資格者が対象となる一部支給停止措置については、一部支給停止適用除外に該当するよう就労に向けた支援等を行います。

③ 母子寡婦福祉資金の貸付

母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付業務を実施します。

④ ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の経済的負担の軽減と健康の保持増進を図るため、医療費の自己負担の一部を助成します。

7 ひとり親家庭等を地域で支えるまちづくり

《国や社会の動向》

- ・ひとり親家庭等をめぐる課題の中には、離婚等に至る事情や生活実態への理解が不十分なまま、その人権が尊重されないことに起因するものもあり、また、結婚や離婚、未婚などに対する固定的な価値観や先入観により、ひとり親家庭等に対する偏見や差別も見られます。
- ・ひとり親家庭等の親と子どもが生活を送るうえで、だれもが個人として尊重され、その個性や意欲、能力を活かしながら自己実現を図ることができる社会を築く必要があります。

《第2次計画期間中の主な実施施策・事業》

- ・ひとり親家庭等をはじめ、あらゆる人の人権が尊重される社会、また、多様な家族形態や生活形態をお互いが理解し、認めあう社会の実現に向けて、関係団体と連携し、人権教育・人権啓発に取り組んでいます。
- ・ひとり親家庭の就職や民間賃貸住宅の入居に際し、制限などがないように、大阪府やハローワーク等と連携し、民間企業や事業所、宅地建物取引業者などに対する啓発を進めています。
- ・児童虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、関係機関・団体とともに児童虐待の発生予防、早期発見体制の充実に努めています。

《アンケート調査の結果より》

- ・ひとり親家庭等を取り巻く門真市の環境として、「ひとり親家庭等を温かく見守る雰囲気がある」と感じる人は10%に満たない状況です。
- ・ひとり親家庭等であるために嫌な思いをした経験のある人は母子家庭等の50%、父子家庭の34%を占めており、となり近所のうわさで嫌な思いをした人が多く見られるほか、母子家庭等については就職時や住宅を借りるときに嫌な思いをした人が多く見られます。
- ・子どもに対していらだちを感じている人が14%見られ、特に3～5歳児のいる家庭では25%の親がいらだちを感じています。

《基本方針》

ひとり親家庭等が社会を構成する一つの家族形態として尊重され、就職差別や住居制約等により人権が侵害されることのないよう、あらゆる人権が尊重される社会の実現をめざすべく人権教育・啓発を進めます。

また、子どもの人権の尊重及び健やかな成長のため、地域ぐるみの虐待予防、見守り支援体制づくりを進めます。

《推進施策》

① 人権教育・啓発の推進

ひとり親家庭等が、結婚や離婚、未婚に対する偏見や差別により人権侵害を受けることのないよう、人権教育及び啓発を進めます。

離婚の一因ともなるDVについて、市民が人権侵害であることの認識を高めることができるよう、周知啓発を図るとともに、女性の相談を実施している女性サポートステーションWESSの周知に努め、関係機関等と連携し相談対応の充実を図ります。

また、次代を担う子ども・青少年が一人の人間として尊重され、おとなでも子どもでも、人として生きる権利はすべての人が持ち合わせていることや、家族の大切さなどについて、市民の理解を深められるよう、引き続き市民を対象とした人権講座を実施します。

② 事業者に対する啓発の推進

ひとり親家庭等の雇用に関する人権問題への事業主や従業員の関心を高め、雇用の促進を図れるよう、関係機関や関係団体等と連携し、企業に対する公正な選考採用に関する啓発などの取り組みを進めます。

また、ひとり親家庭等が安心して住まいを確保できるよう、家主や宅地建物取引業の事業者に対する入居制約解消に向けた啓発や研修を行います。

③ 児童虐待の防止

子どもを虐待から守るため、関係機関や学校・園、地域等が連携し、見守りや通報等、地域ぐるみの虐待防止に努めます。また、学校・園の教職員一人ひとりが平素から教育・保育活動や家庭訪問等を通して、児童や家庭へのかかわりを深め、虐待の未然防止、早期発見に努めます。

④ 地域で支える子育て支援

ひとり親家庭等をはじめ、保護者が楽しく子育てできるよう、また子どもが安心してのびのび暮らせるよう、地域住民や団体、企業、商店、福祉施設等が地域ぐるみで子どもの育ちや子育てに積極的にかかわり、支援する地域づくりを進めます。

親子同士の交流をはじめ地域の高齢者などさまざまな人々とのふれあいを通して、生活の知恵や子育てに関する適切な知識が得られるよう、民生委員児童委員・主任児童委員や社会福祉協議会、地域の諸団体、子育て応援施設等とともに、地域における子育て支援活動を促進します。

第5章 計画の推進

1 推進体制

ひとり親家庭等の社会的な自立の促進と子どもの健やかな育成に向けて、大阪府をはじめとする関係機関や関係課、関係団体等との緊密な連携に努め、総合的・効果的に施策を推進していきます。

とりわけ、悩みや不安を抱えたまま、親も子も不安定な状況にある家庭に対して、さまざまな制度を使うことにより、少しでも不安を解消し自立促進が図られるよう、ひとり親家庭等の福祉や自立支援などに取り組む市民、母子寡婦福祉会をはじめとする地域関係団体との連携・協力を努め、ひとり親家庭等の自立に向けた見守り・支援ネットワークの構築をめざします。

また、ひとり親家庭等にとって、就労は特に自立のための重要な基盤であり、民間企業や事業所などの協力が不可欠なことから、引き続き、経済団体や民間企業等に対して、ひとり親家庭等の就労に関する啓発等に努め、就労促進の理解と協力を求めます。

2 進行管理

本計画で掲げた施策・事業については、市長部局及び教育委員会の関係各課の相互の連携・調整のもと、総合計画の実施事業の点検と合わせて実施状況を点検するなど適切な進行管理に努めます。

また、「第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画審議会」を施策・事業の実施状況の検討や関連事項について協議する場として継続することを検討します。

さらに、今後、ひとり親家庭等を取り巻く環境の変化や国における関係法令の改正など、ひとり親家庭等に関する施策の枠組みの変化などに対して、状況変化を的確に踏まえた計画の見直しを行うとともに、新たなニーズに対応した施策の検討など、柔軟で効率的な施策の展開を図ります。

3 施策の進捗状況を測る指標

本計画の策定に向けて実施したアンケート調査の結果のうち、計画推進のポイントとなる項目を「施策の進捗状況を測る指標」として採り上げ、計画の推進を通じて改善・向上をめざすものとします。

| 指 標 | 母子家庭等 | 父子家庭 | 評価 |
|-------------------------------|-------|-------|----|
| ①母子・父子自立支援員のことを知っている人の割合 | 35.1% | 17.3% | 増加 |
| ②母子寡婦福祉会のことを知っている人の割合 | 12.7% | 4.9% | 増加 |
| ③困ったときの相談先がないという人の割合 | 10.7% | 12.3% | 減少 |
| ④正社員・正規職員として働いている人の割合 | 28.3% | 56.8% | 増加 |
| ⑤年間総収入額が200万円未満である人の割合 | 56.3% | 19.7% | 減少 |
| ⑥子育てにいらだちを感じている人の割合 | 13.5% | 13.6% | 減少 |
| ⑦離別した人のうち養育費を受け取っている人の割合 | 15.5% | 3.0% | 増加 |
| ⑧ひとり親家庭であるために嫌な思いをした経験のある人の割合 | 49.9% | 33.3% | 減少 |

資料編

1 計画策定の経過

(1) 策定の経過

| 日時 | 内容 |
|---------------------------|---|
| 平成27年 (2015年) 5月18日 | <u>第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（第1回）</u> ・これまでの経過及び第2次門真市ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況 ・市民アンケート ・今後のスケジュール |
| 5月29日 | <u>第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画審議会（第1回）</u> ・会長および副会長の選任 ・諮問 ・会議の公開・非公開 ・これまでの経過及び第2次門真市ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況 ・市民アンケート |
| 7月～9月 | ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査（アンケート）の実施 |
| 9月4日 | <u>第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（第2回）</u> ・審議会の結果及びその後の経過 ・市民アンケートについての結果及び今後の方向性 |
| 10月2日 | <u>第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画審議会（第2回）</u> ・市民アンケートについての結果及び今後の方向性 |
| 11月26日 | <u>第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（第3回）</u> ・審議会の報告 ・計画素案の検討 |
| 12月18日 | <u>第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画審議会（第3回）</u> ・計画素案の検討 |
| 平成28年 (2016年) 1月～2月 | パブリックコメント手続きにより意見募集（1月26日～2月14日） |
| 2月26日 | <u>第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（第4回）</u> ・パブリックコメントの結果 ・計画最終案の検討 |
| 3月4日 | <u>第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画審議会（第4回）</u> ・パブリックコメントの結果 ・計画最終案及び答申案の検討 |
| 3月 日 | 第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画 策定 |

(2) 計画の策定体制

門真市附属機関に関する条例

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関及び水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

(委任)

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則（平成27年3月24日門真市条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

1 市長の附属機関

| 名称 | 担任する事務 |
|---------------------|--|
| 門真市ひとり親家庭等自立促進計画審議会 | 門真市ひとり親家庭等自立促進計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務 |

門真市附属機関に関する条例施行規則【抜粋】

(趣旨)

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例別表1の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

(委嘱又は任命)

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及び副会長等)

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

- 3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 前2条の規定は、部会について準用する。
- 3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

(関係者の出席等)

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条—第4条関係）

| 名称 | 組織 | 委員の定数 | 委員の構成 | 委員の任期 | 庶務担当機関 |
|---------------------|-----------|-------|---|-------------------------|----------------------------------|
| 門真市ひとり親家庭等自立促進計画審議会 | 会長 副会長 | 8人以内 | (1)学識経験者 (2)福祉団体を代表する者 (3)市民団体を代表する者 (4)関係団体を代表する者 (5)市民の代表 (6)関係行政機関の職員 | 委嘱の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで | 教育委員会 事務局 こども未来部 子育て支援課 |

第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画審議会委員名簿

| 分類 | 氏名 | 所属 | 備考 |
|------------|-------|--------------------------------------|-----|
| 学識経験者 | 嵯峨 嘉子 | 大阪府立大学 人間社会学研究科 地域保健学域 教育福祉学類 准教授 | 会長 |
| 関係団体を代表する者 | 土川 好子 | 門真市母子寡婦福祉会 会長 | |
| 福祉団体を代表する者 | 吉兼 和彦 | 門真市社会福祉協議会 会長 | |
| | 赤井 雅美 | 門真市民生委員児童委員協議会 副会長 | |
| 市民団体を代表する者 | 山根 保 | 門真市自治連合会 副会長 | |
| 関係行政機関の職員 | 奥井 光治 | ハローワーク門真 次長 | 副会長 |
| 市民団体を代表する者 | 田村 修己 | 門真市企業人権推進連絡会 会長 | |
| 市民の代表 | 田中 輝子 | 公募市民 | |

諮問書

| |
|---|
| 門教子第167号 平成27年5月29日 |
| 第3次門真市ひとり親家庭等 自立促進計画審議会 会長 様 |
| 門真市長 園部 一成 |
| 第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画について（諮問） |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定に関し、貴審議会の意見を求めます。 |

答申書

門真市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条の規定に基づく自立促進計画を策定するため、門真市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は教育委員会事務局子育て支援課長の職にある者とし、副委員長は地域福祉課長の職にある者とする。

3 委員は、企画課長、産業振興課長、人権女性政策課長、まちづくり推進課長、教育委員会事務局学校教育課長、教育委員会事務局こども政策課長及び教育委員会事務局保育幼稚園課長の職にある者とする。

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局こども未来部子育て支援課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会 委員名簿

| 所属・役職 | 氏名 | 備考 |
|-----------|--------|------|
| 企画課長 | 橋本 卓巳 | |
| 産業振興課長 | 清水 順子 | |
| 人権女性政策課長 | 笹井 麻理子 | |
| 地域福祉課長 | 北井 孝代 | 副委員長 |
| こども政策課長 | 山 敬史 | |
| 子育て支援課長 | 三宅 聖子 | 委員長 |
| 保育幼稚園課長 | 宮下 勝仁 | |
| まちづくり推進課長 | 阪本 敏夫 | |
| 学校教育課長 | 三村 泰久 | |

2 ひとり親家庭等にかかわる主な事業

家庭児童相談

| | |
|-------|------------------------------------|
| 相談内容 | 子育てや家族のことなど、子どもを取り巻くいろいろな問題についての相談 |
| 相談日時 | 月曜日～金曜日（祝日は除く） 9時～17時30分 |
| 対象 | 18歳未満の子どもと保護者 |
| 相談担当者 | 家庭児童相談員 |

ひとり親家庭等相談

| | |
|-------|---|
| 相談内容 | 自立支援員が、母子家庭・父子家庭や寡婦の皆さんの生活全般にわたる相談、自立のための無料相談 |
| 相談日時 | 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 10時～16時 |
| 対象 | ひとり親・寡婦 |
| 相談担当者 | 母子・父子自立支援員 |

女性のための相談

| | |
|------|---|
| 相談内容 | 生き方、子育て、家庭・夫婦・その他の人との人間関係、夫などからの暴力など女性が抱えるさまざまな悩みや問題についての相談 |
| 相談日時 | 第3火曜日（祝日は除く） 13時～16時（要予約） |
| 対象 | 市在住・在勤の女性 |

就労支援相談

| | |
|-------|--|
| 相談内容 | 障がい者や母子家庭、中高年齢者など働く意思がありながら就職が困難な人に雇用・就労につなげることを目的とした相談（就職のあっせんは不可） ・国や府・市の制度などの情報提供 ・就労のための研修や講座の紹介・開催 ・コーディネーターによる雇用や就労に関する相談 |
| 相談日時 | 月曜日・水曜日・金曜日（祝日は除く） 9時30分～12時、13時～16時30分 面談の場合は、予約が必要 |
| 相談方法 | 電話または面談 |
| 相談担当者 | 地域就労支援コーディネーター |

児童扶養手当

| | |
|--------|--|
| | <p>次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護している母、父又は父母にかわってその児童を養育している養育者（児童と同居し、監護し、生計を維持している人）が受給できます。なお、この制度でいう「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童をいい、児童に政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満の児童をいいます。</p> <p><u>受給できる方</u> 次のいずれかの条件に当てはまる児童を監護している母又は母にかわって児童を養育している養育者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父が死亡した児童 (3) 父が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 (4) 父の生死が明らかでない児童 (5) 父から引き続き1年以上遺棄されている児童 (6) 父が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による保護命令を受けた児童 (7) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童 <p>次のいずれかの条件に当てはまる児童を監護し、かつ生計を同じくしている父又は父にかわって児童を養育している養育者</p> <ol style="list-style-type: none"> (9) 父母が婚姻を解消した児童 (10) 母が死亡した児童 (11) 母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 (12) 母の生死が明らかでない児童 (13) 母から引き続き1年以上遺棄されている児童 (14) 母が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による保護命令を受けた児童 (15) 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 (16) 母が婚姻によらないで懐胎した児童 <p><u>受給対象</u> 父母がいない場合で父母にかわって児童を養育する養育者 ただし、母への手当については次の1から8又は14のいずれか、父に対する手当については次の1から4又は10から14までのいずれか、養育者に対する手当については次の1から7、9又は14のいずれかにあてはまるときは受給することができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日本に住んでいないとき。（児童が日本に住んでいないときを含みます。） (2) 児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けとることができるとき。（ただし、その全額につき支給が停止されているときは除きます。） (3) 児童が父又は母の死亡について、遺族補償等を受けられることができるときで、その給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。 (4) 児童が里親に委託されているとき。 (5) 児童が父に支給される公的年金給付の額の加算対象となっているとき。（ただし、児童扶養手当額が年金の子の加算額を上回る場合を除きます。） (6) 児童が父と生計を同じくしているとき。（ただし父が政令で定める程度の障がいの状態であるときを除きます。） (7) 児童が母の配偶者に養育されているとき。（配偶者には、内縁関係にある者も含み、政令で定める程度の障がいの状態にある者を除きます。） (8) 児童が父の死亡について支給される遺族補償等を受けられることができる母の監護を受けているときで、その給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。 (9) 児童が父又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けられる者の養育を受けているときで、その給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。 (10) 児童が母に支給される公的年金給付の額の加算対象となっているとき。（ただし、児童扶養手当額が年金の子の加算額を上回る場合を除きます。） (11) 児童が母と生計を同じくしているとき。（ただし母が政令で定める程度の障がいの状態であるときを除きます。） (12) 児童が父の配偶者に養育されているとき。（配偶者には、内縁関係にある者も含み、政令で定める程度の障がいの状態にある者を除きます。） (13) 児童が母の死亡について支給される遺族補償等を受けられることができる父の監護を受けているときで、かつ、これと生計を同じくしている場合であって、その給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。 (14) 老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けられることができるとき。（ただし、その全額につき支給が停止されているときは除きます。） |
| 補助・費用等 | 所得により支給月額が変わります |

ひとり親家庭医療費助成

| | |
|--------|---|
| 内容 | 母子家庭や父子家庭で、18歳に到達した最初の3月31日までの子と母、子と父または両親のいない子と養育者の保険診療の医療費が助成されます。 ※保護者等の所得に一定の制限があります。 |
| 補助・費用等 | 1 医療機関当たり入院・通院とも1日につき各500円（月2日が限度）の自己負担が必要となります。1人あたりの自己負担額が月額2,500円を超えた分は申請により助成します。 なお、小学校3年生年度末までの児童が入院した場合の食事にかかる自己負担額は乳幼児医療で助成されます。 |

母子・父子・寡婦福祉資金

| | |
|--------|---|
| 内容 | 20歳未満の子どもを育てている母子家庭の母や父子家庭の父や寡婦、両親のいない子どもの経済的な安定と自立のために、必要な資金の貸付相談を受付しています。 |
| 補助・費用等 | 貸付の種類 ・ 修学資金（高校～大学） ・ 就学支度資金 ・ 技能習得資金 ・ 生活資金など |

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給

| | |
|-----|---|
| 内容 | ひとり親家庭の母または父が、就職に有利な資格を取得するため、養成機関での修業期間中の生活を支援します。対象資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士です。 |
| 支給等 | 修業期間中は訓練促進給付金を、修了後に修了支援給付金を支給します。 |

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

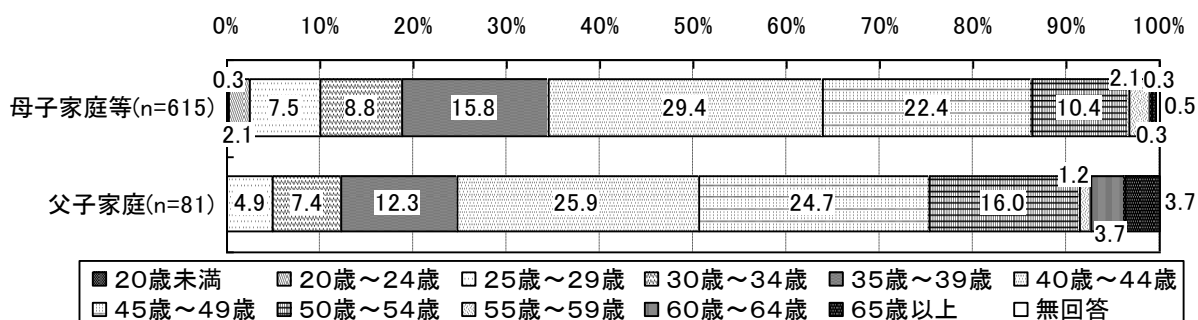
| | |
|-----|---|
| 内容 | ひとり親家庭の母または父が、雇用の安定及び就職の促進を図るために、就業相談を通じて指定した講座を受講した後に訓練給付金を支給します。 |
| 対象等 | 対 象：雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人 対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等 支 給 額：入学料及び受講料として支払った費用の20% （上限10万円、下限4千円） 受講前に申請要。受講後に支給します。 |

3 「ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査」のその他の結果

計画策定にあたって実施したアンケート調査の結果のうち、本文で紹介したもの以外の主な調査結果を紹介します。

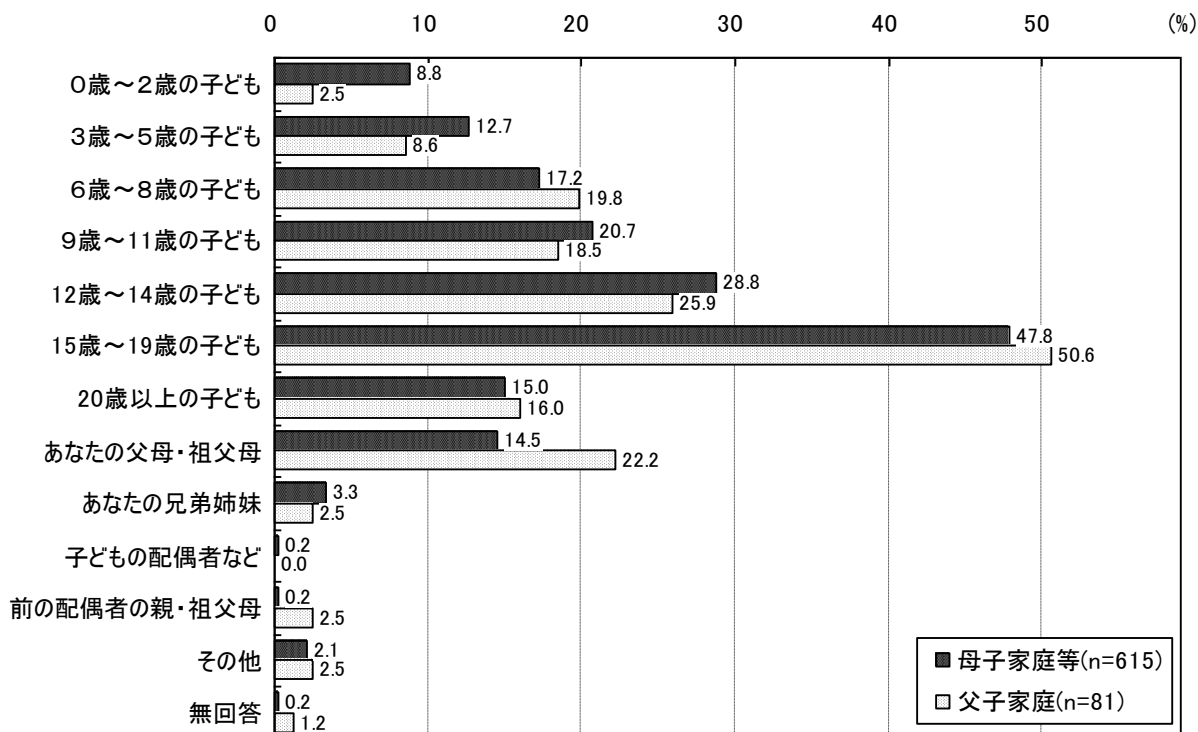
《回答者の属性》

① 回答者の年齢



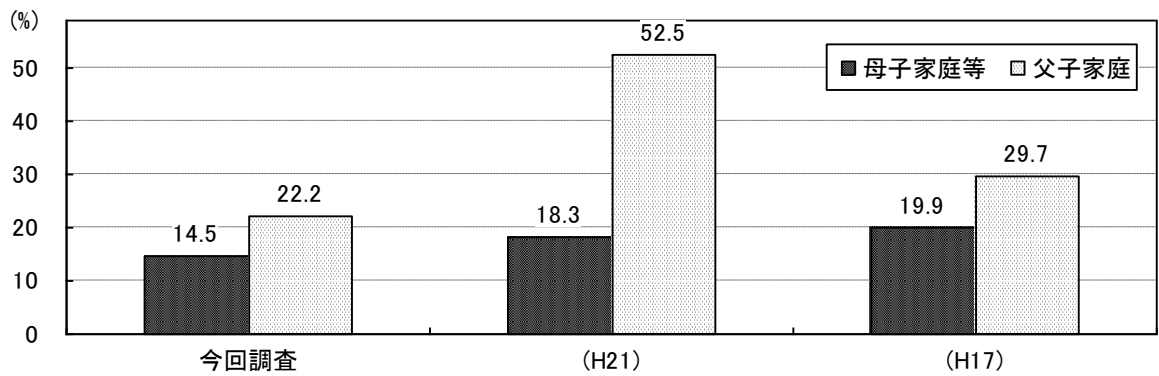
・寡婦も含めた「母子家庭等」について40歳以上が3人に2人の割合となっています。

② 同居家族



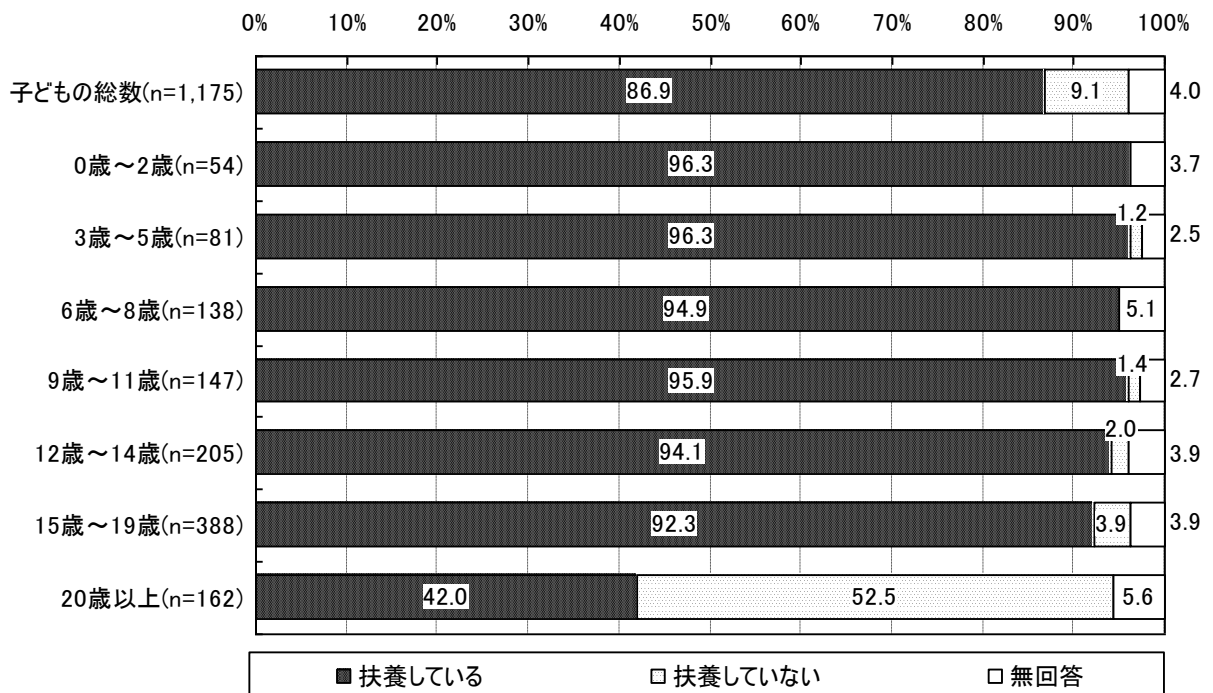
・回答者の年齢が高めであることを反映し、同居家族についても15～19歳の子どもが半数程度となっています。また、これに次いで12～14歳の子どもが多く、乳幼児の割合が低くなっています。

◆実の父母・祖父母と同居している人の割合



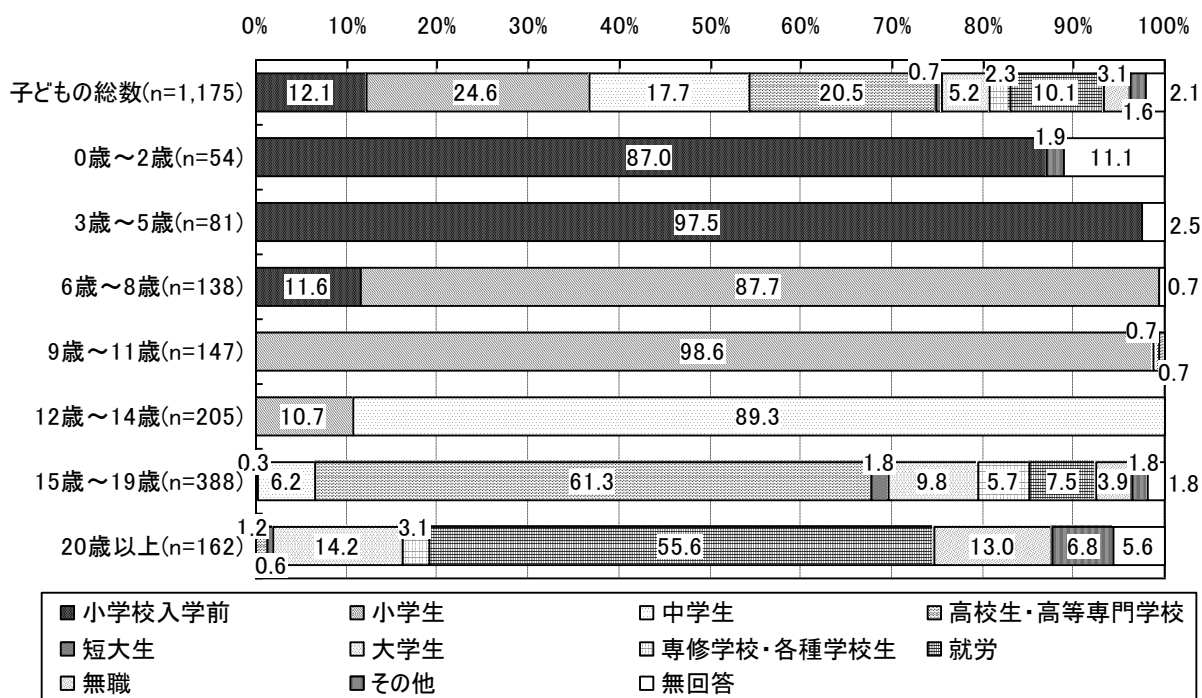
・回答者の実の父母・祖父母と同居している割合は、母子家庭等で14.5%と、調査を実施するごとに減ってきています。父子家庭については調査ごとにばらつきがあります。

◆子どもの扶養状況



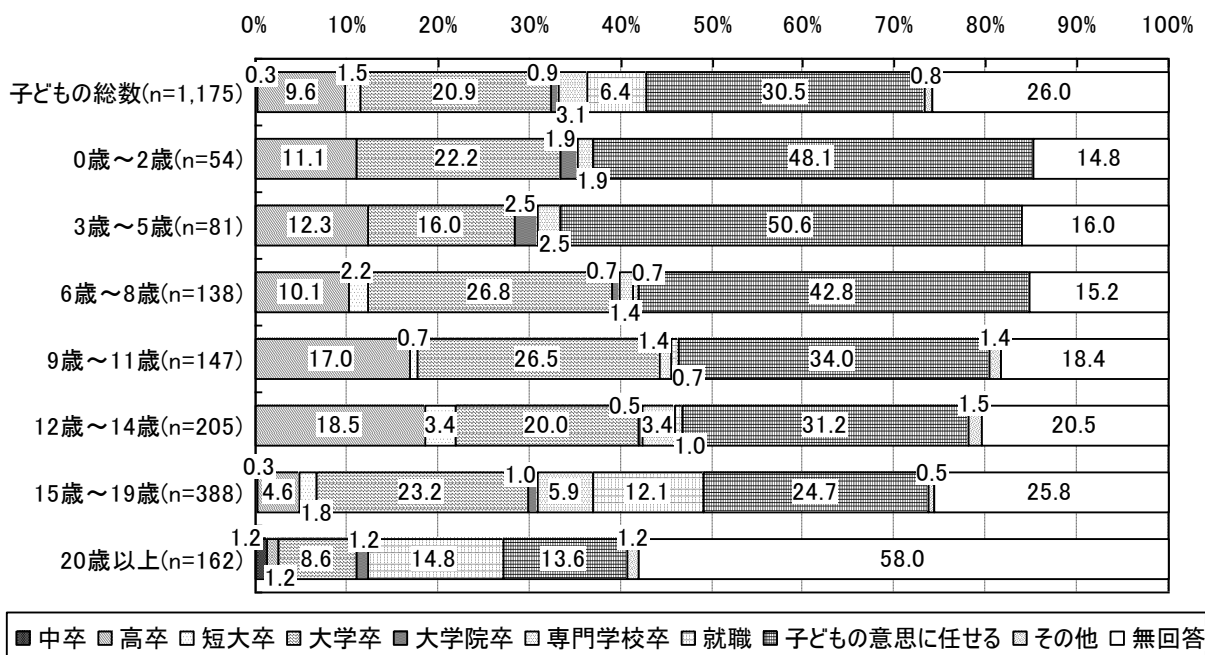
・子どもの年齢が19歳までは「扶養している」が90%以上を占めています。また、20歳以上になっても42.0%の子どもが扶養されています。

◆子どもの現在の就学・就労状況



・20歳以上の子どもについて見ると、「就労」が55.6%、「大学生」が14.2%、「無職」が13.0%となっています。

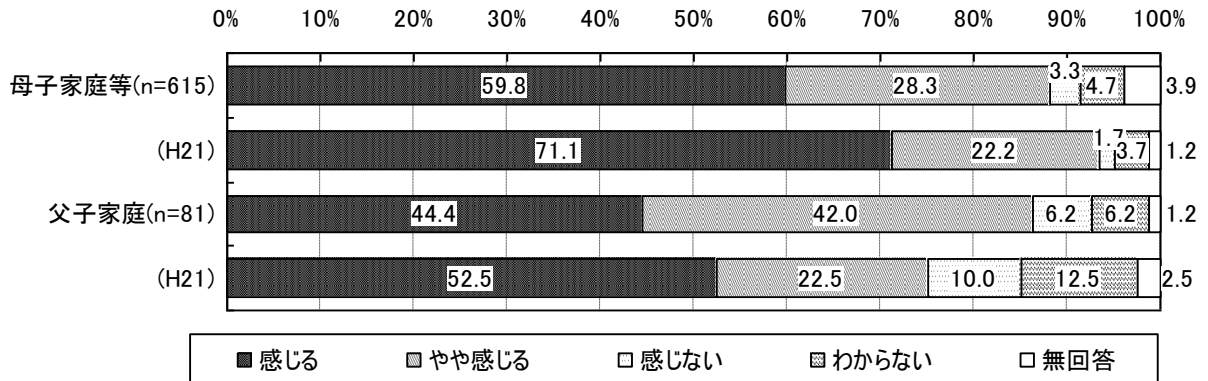
◆子どもの希望する（または希望していた）進路等



・希望する進路について「子どもの意思に任せる」との回答が、子どもの年齢が低いほど多くを占めていますが、年齢が上がるにつれて「大卒」が20%台と増えています。

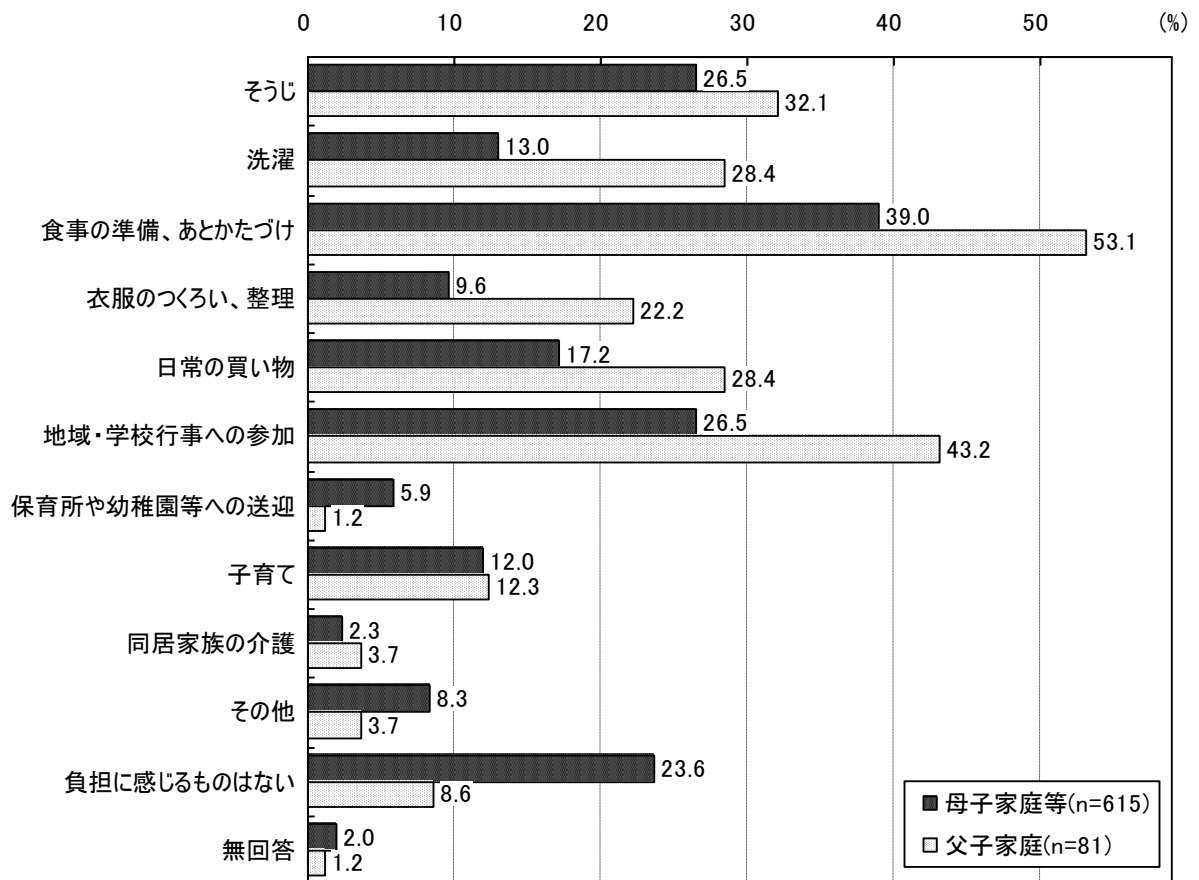
《生活の状況と意識》

① 今後の生活に対する不安



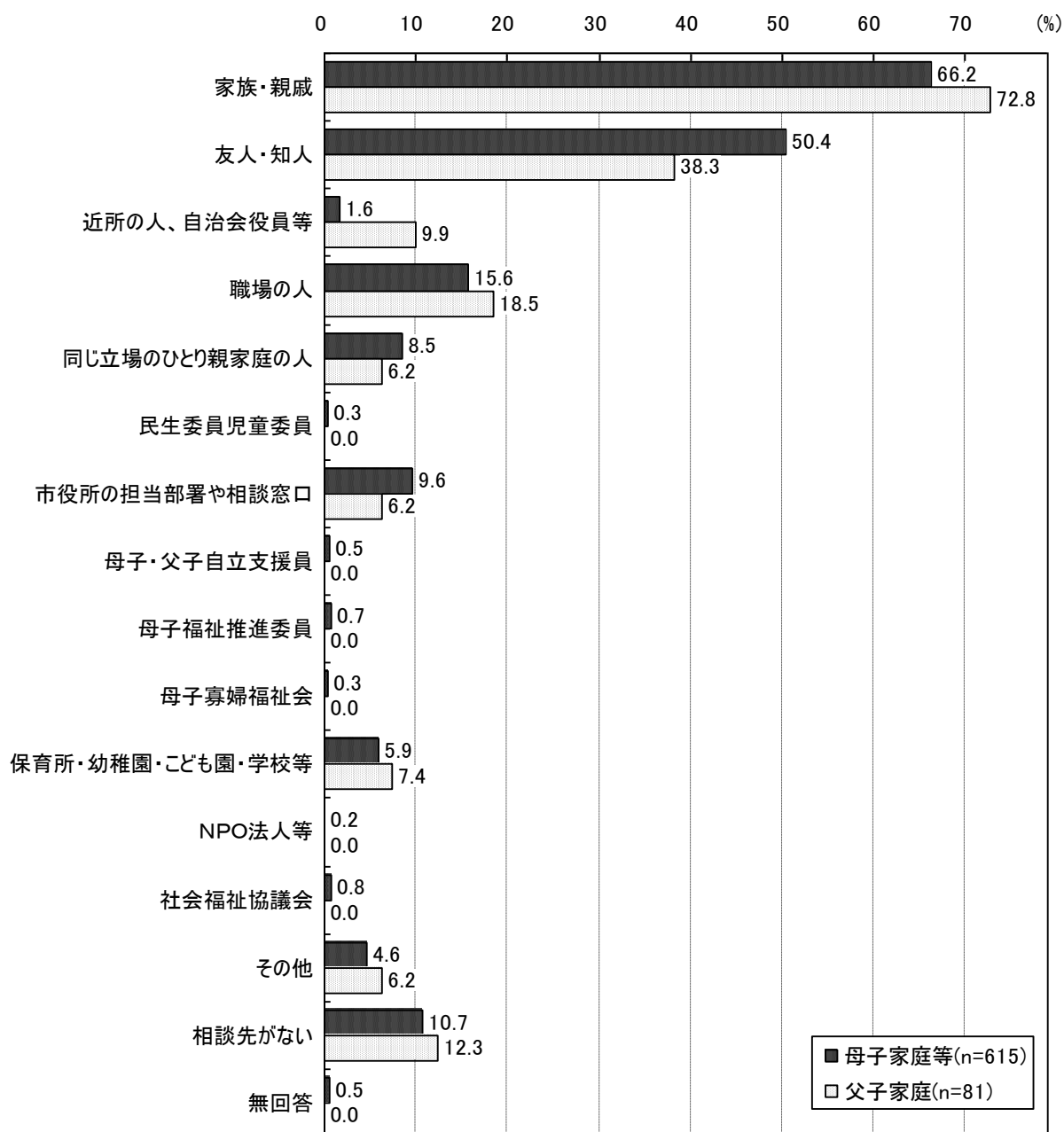
・不安を「感じる」「やや感じる」を合計すると不安を感じている人が90%近くを占めています。ただし、はっきりと「感じる」と答えた人は、平成21年（2009年）に実施した調査よりは減っています。

② 日常生活で負担になっていること



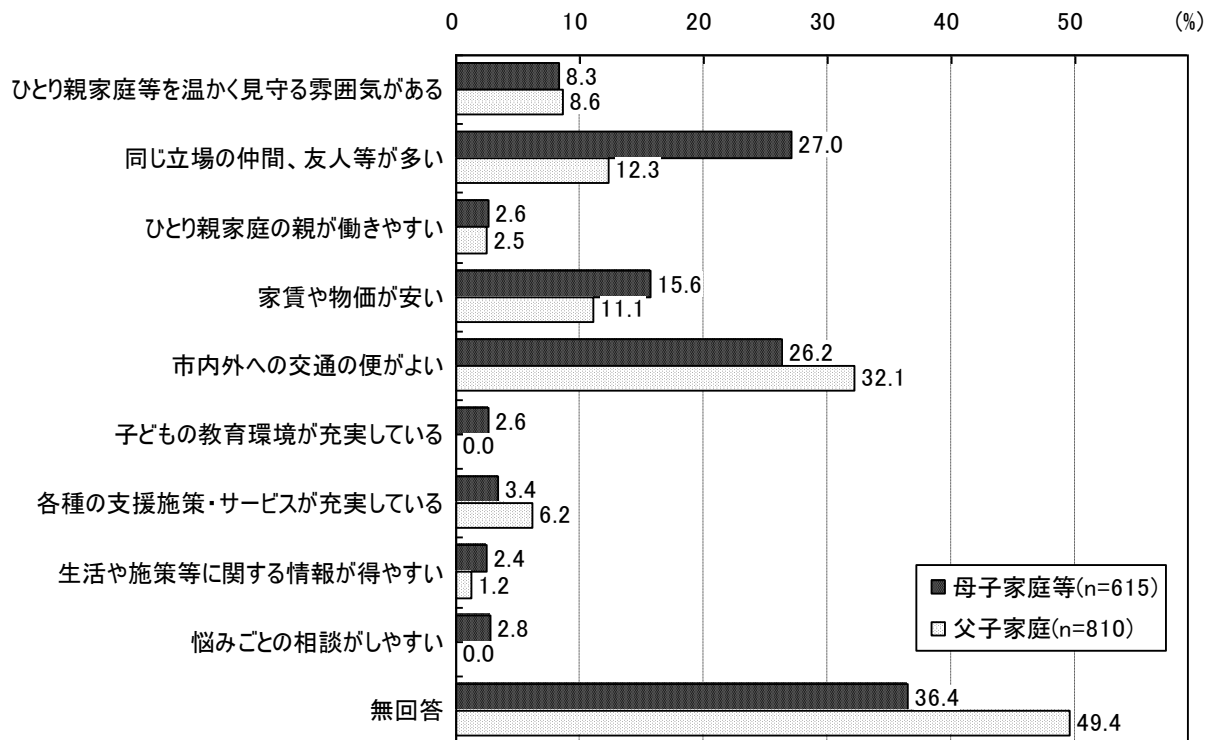
・「食事の準備、あとかたづけ」が多く、特に父子家庭では半数を超えています。また、「地域・学校行事への参加」も多くなっています。

③ 困ったときの相談先



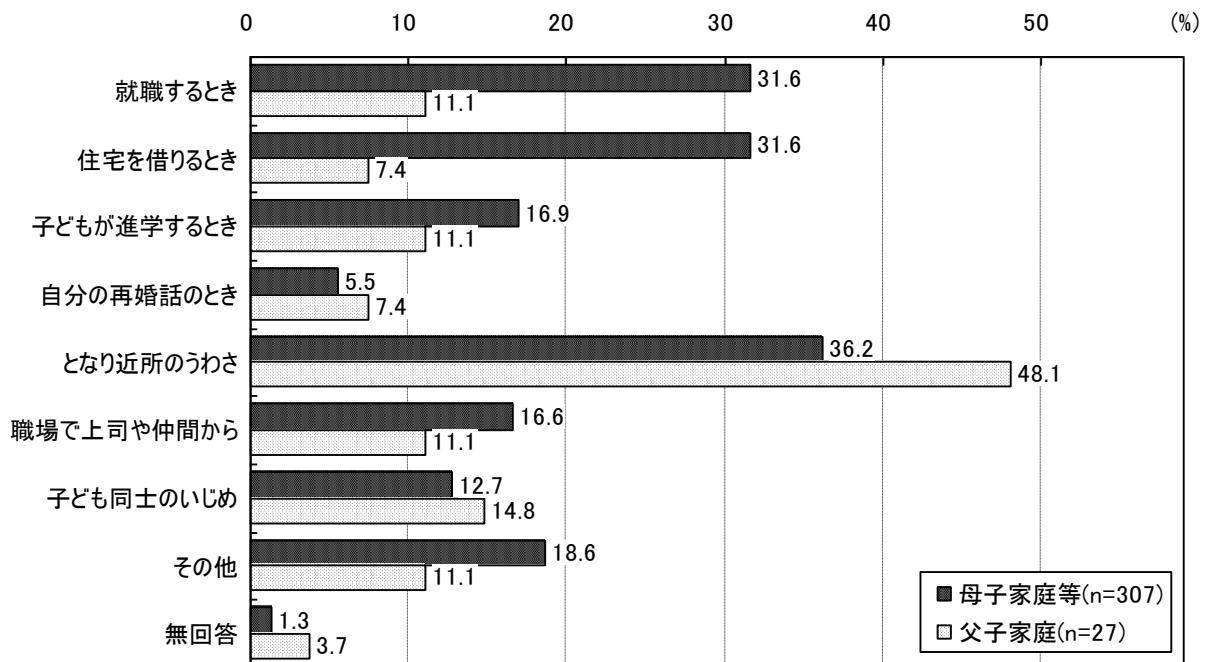
- ・ 困ったことがあるときに相談したり手助けを頼んでいるか尋ねたところ、「家族・親戚」、「友人・知人」、「職場の人」の順で多く、「民生委員児童委員」や「母子・父子自立支援員」、「母子寡婦福祉会」などは1%以下となっています。

④ ひとり親家庭等を取り巻く門真市の環境



- ・ 交通の便の良さや物価の安さをあげる人が多いなか、母子家庭等では「同じ立場の仲間、友人等が多い」をあげる人が27.0%と多くなっています。

⑤ ひとり親家庭であるために嫌な思いをしたとき

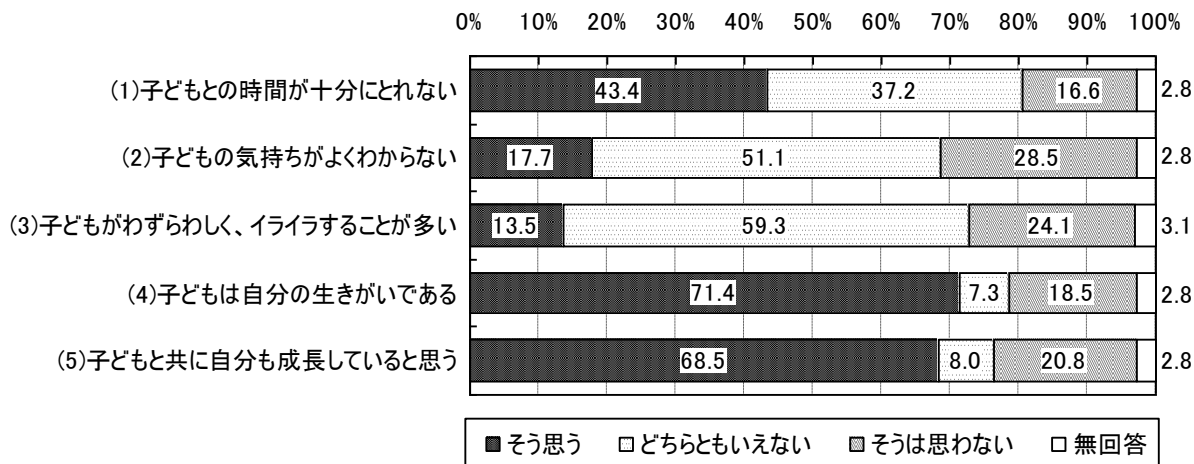


- ・ ひとり親家庭であるために嫌な思いをした内容として、「となり近所のうわさ」、「就職するとき」、「住宅を借りるとき」などが多くなっています。

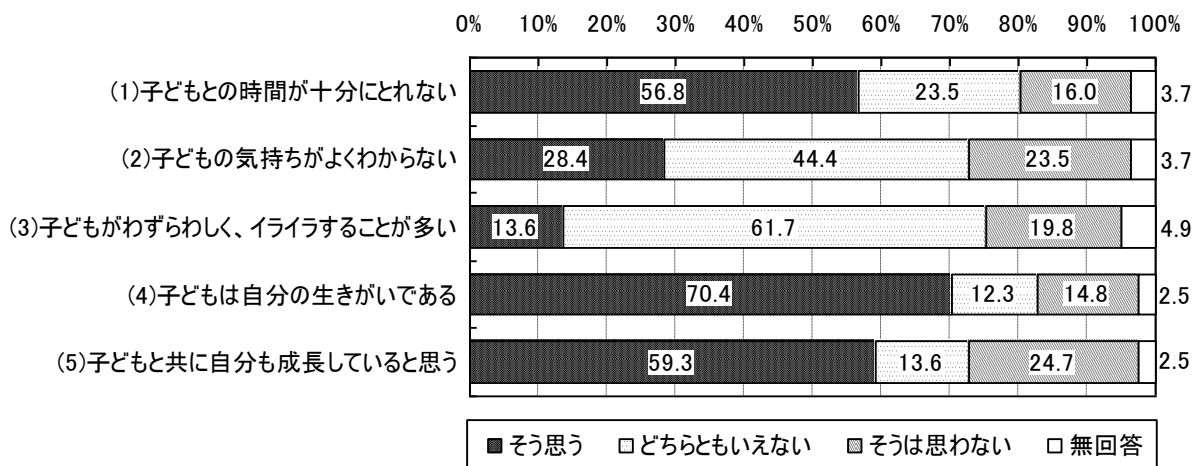
《子育て・教育に関する意識》

① 子育てや子どもとの関係について感じていること

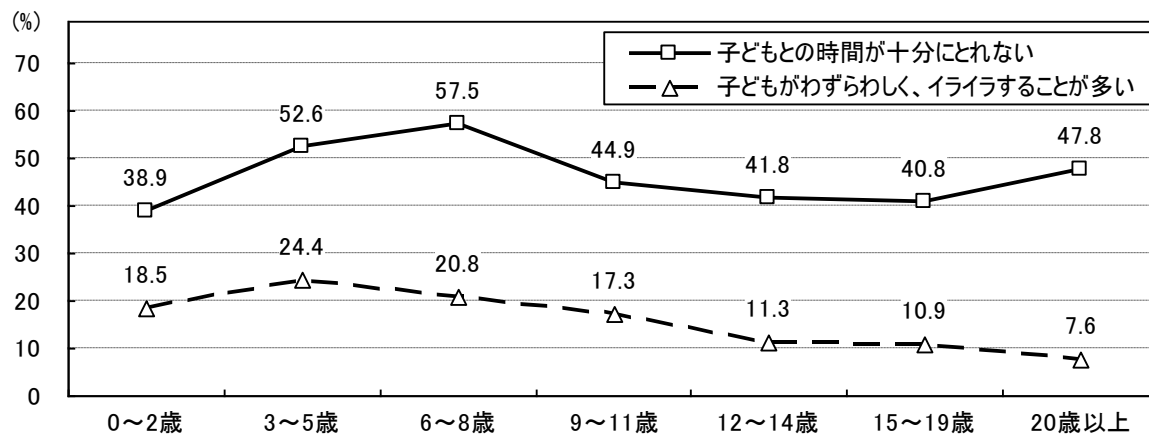
◆ 母子家庭等 (n=615)



◆ 父子家庭 (n=81)

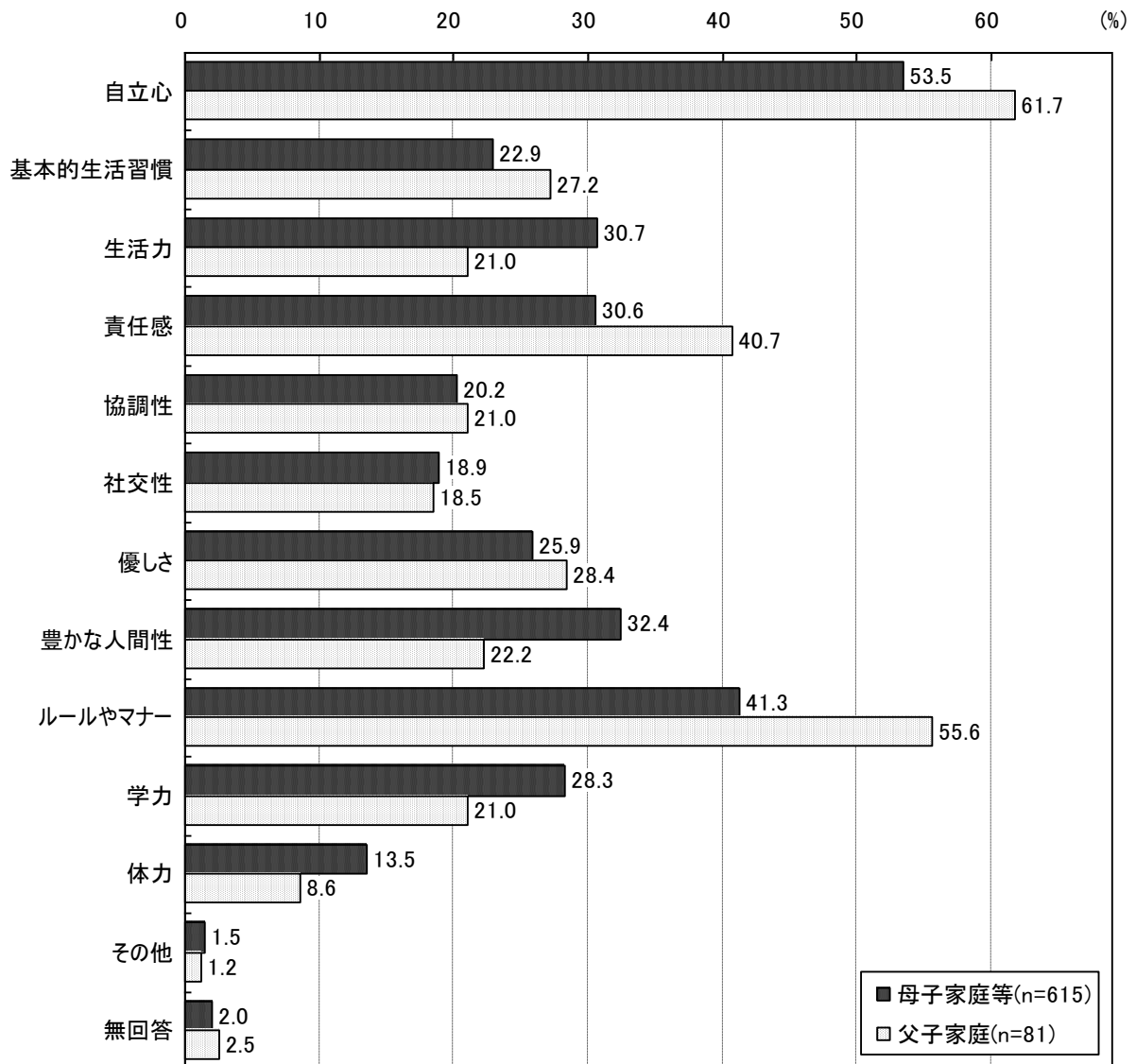


◆ 母子家庭等／子どもの年齢別



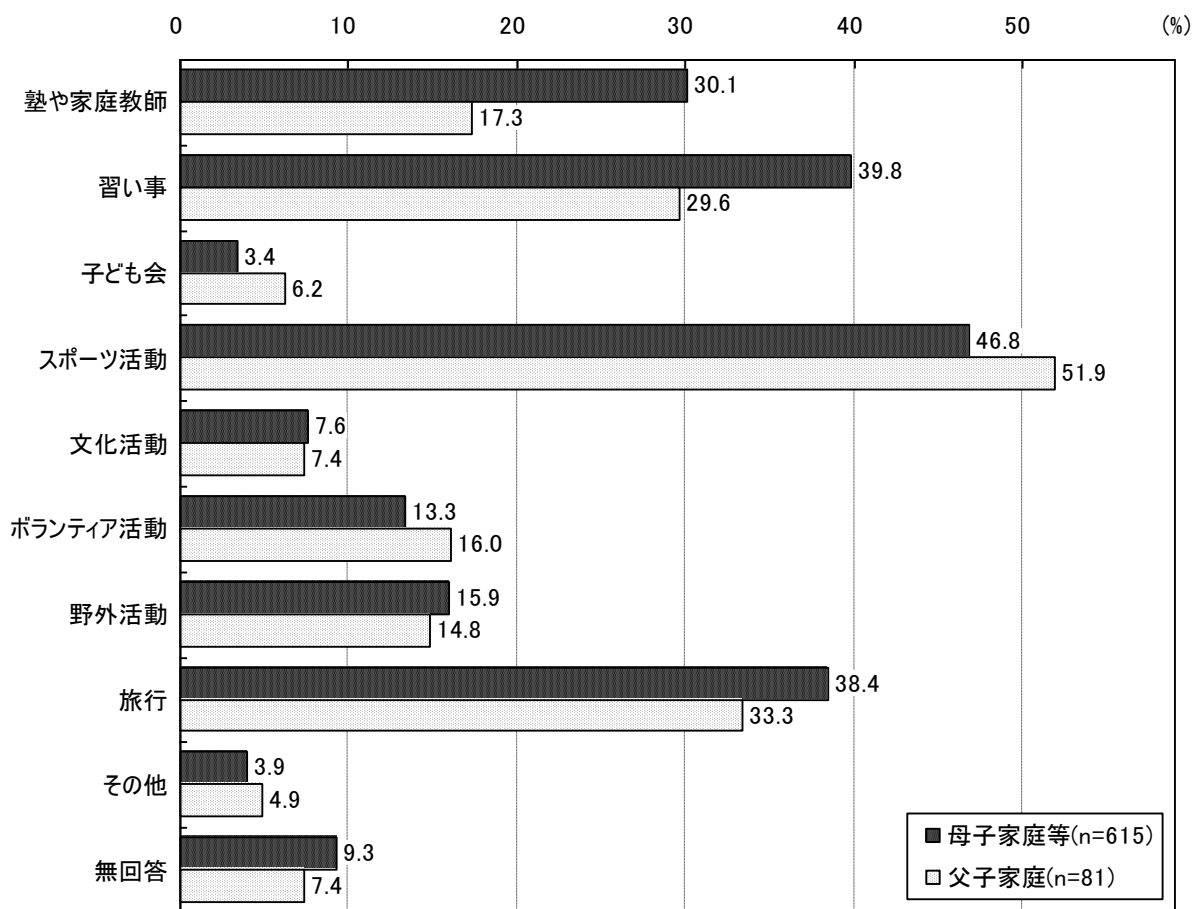
- ・「子どもがわずらわしく、イライラすることが多い」という人が母子家庭等、父子家庭ともに13%程度見受けられます。
- ・子どもの年齢別にみると、子どもが3～5歳の年齢の時に4人に1人の割合となるなど、子どもの年齢が低い時期に高めになる結果となっています。

② 子どもに身につけさせたいと思うこと

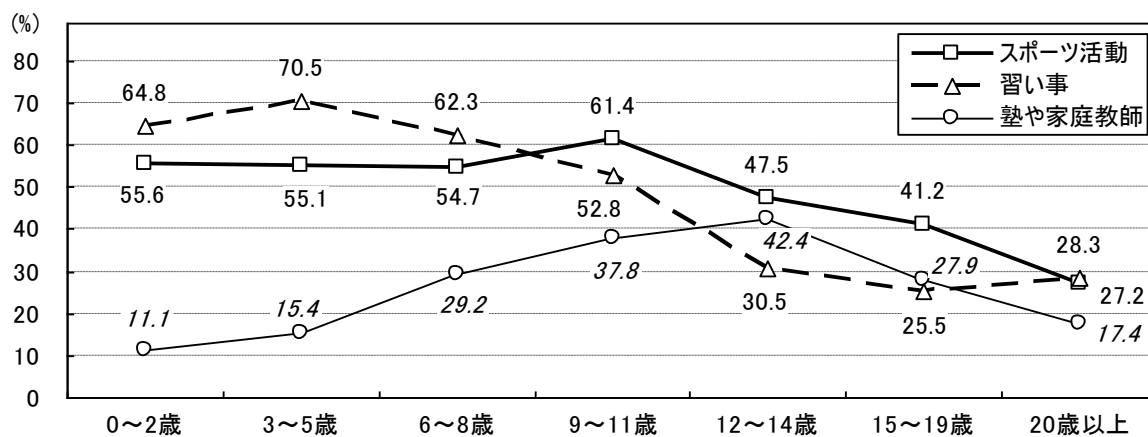


- ・子どもに身につけさせたいと思うこととして「自立心」、「ルールやマナー」、「生活力」などが多く見られます。

③ 学校以外の活動で子どもにさせたいと思うこと

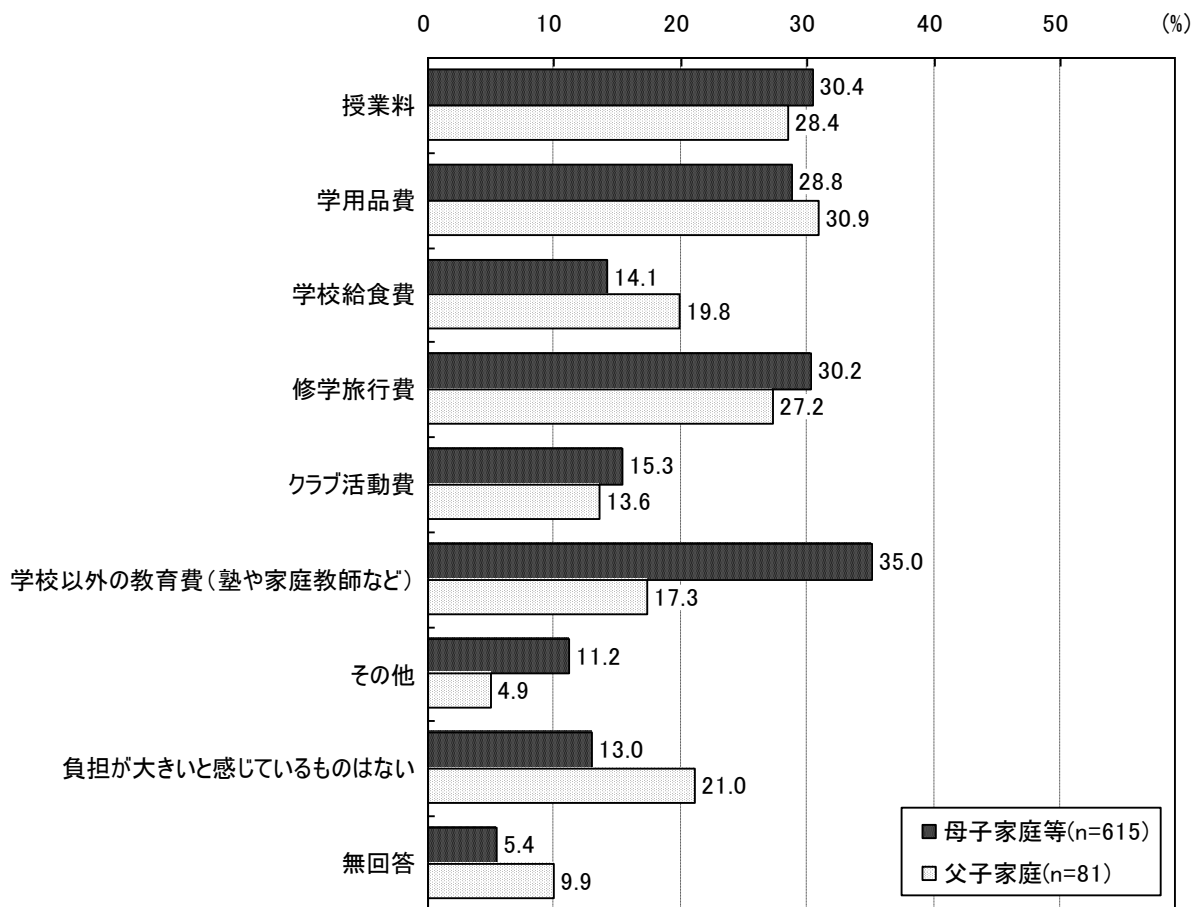


◆母子家庭等／子どもの年齢別

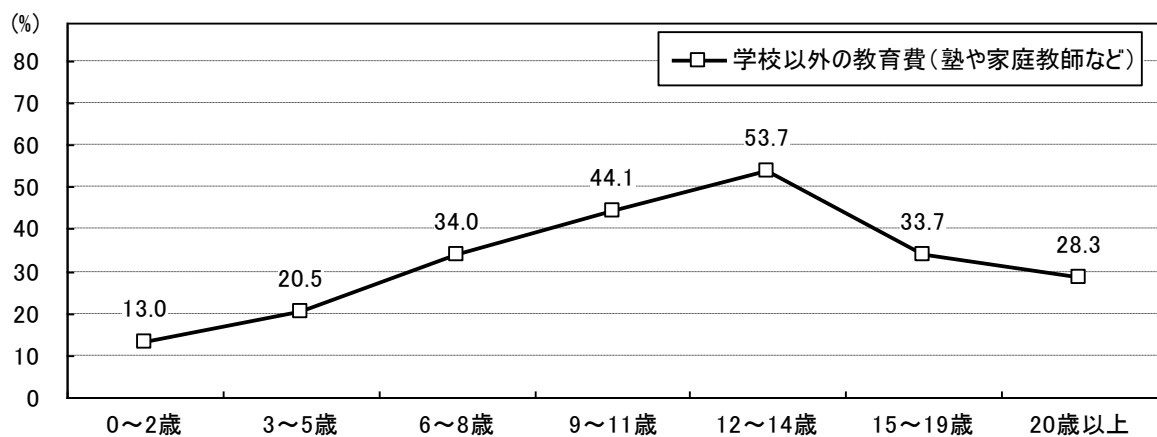


- ・母子家庭等、父子家庭ともに「スポーツ活動」が多くなっています。また、母子家庭等では「習い事」が39.8%、「塾や家庭教師」も30.1%となっています。
- ・子どもの年齢別に見ると、「習い事」は0歳から11歳にかけて多く、「塾や家庭教師」は小学校に入学する頃から増え、中学生になる頃に42.4%を占めています。

④ 負担が大きいと感じる教育費

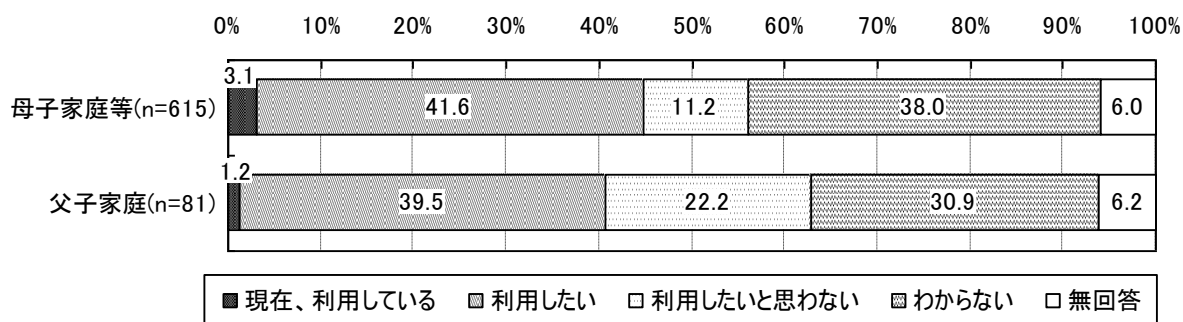


◆母子家庭等／子どもの年齢別



- ・負担が大きいと感じる教育費については、学校以外の教育費が35.0%と多くなっており、子どもの年齢別には中学生になる頃の12~14歳が53.7%とピークを迎えています。

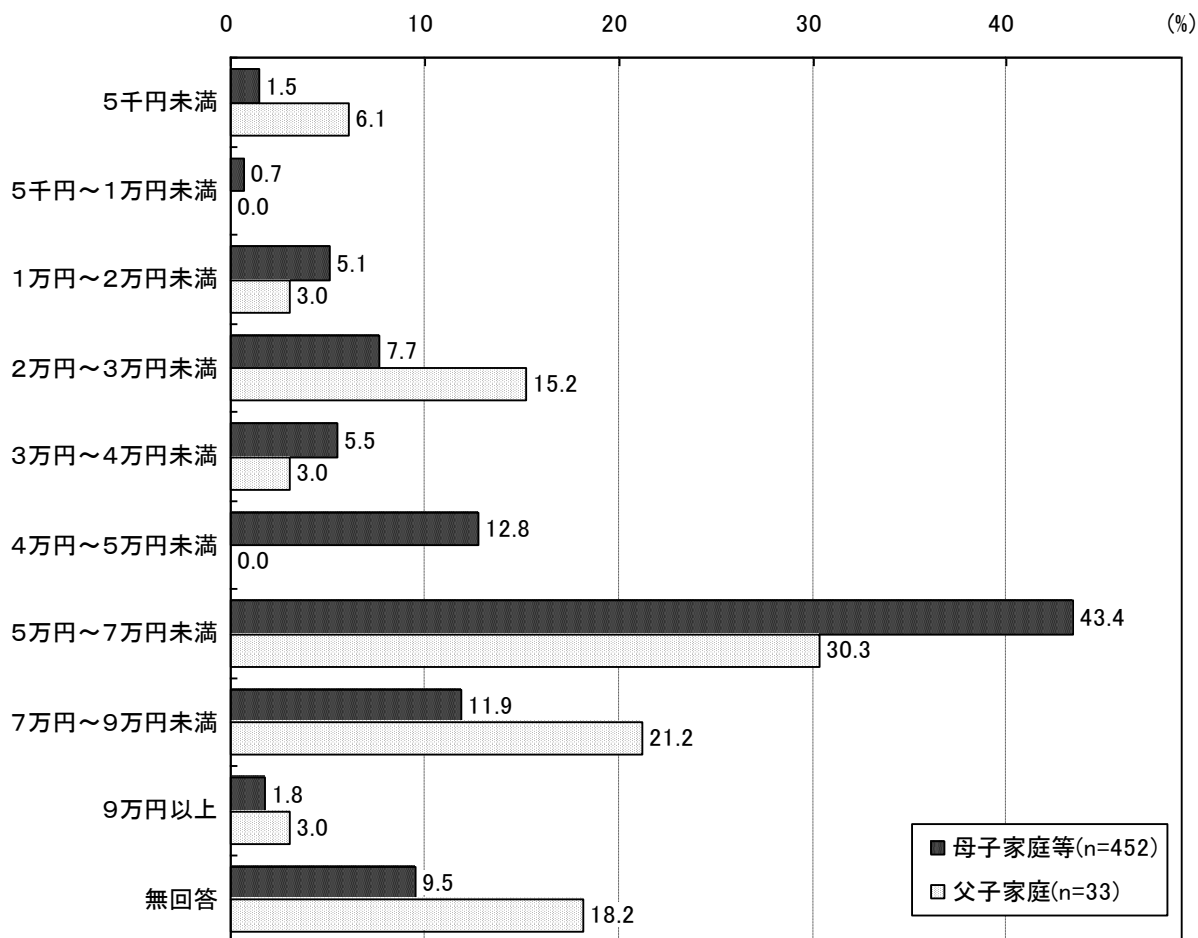
⑤ 学習支援の利用希望



- ・ 学習支援の利用希望について、母子家庭等、父子家庭ともに40%前後が希望しており関心が高くなっています。

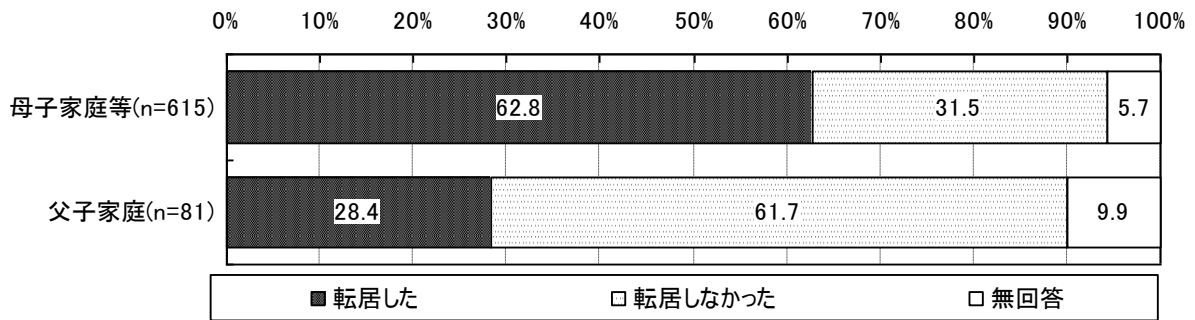
《住居の状況》

① 1か月あたりの家賃（賃貸住宅等の居住者）



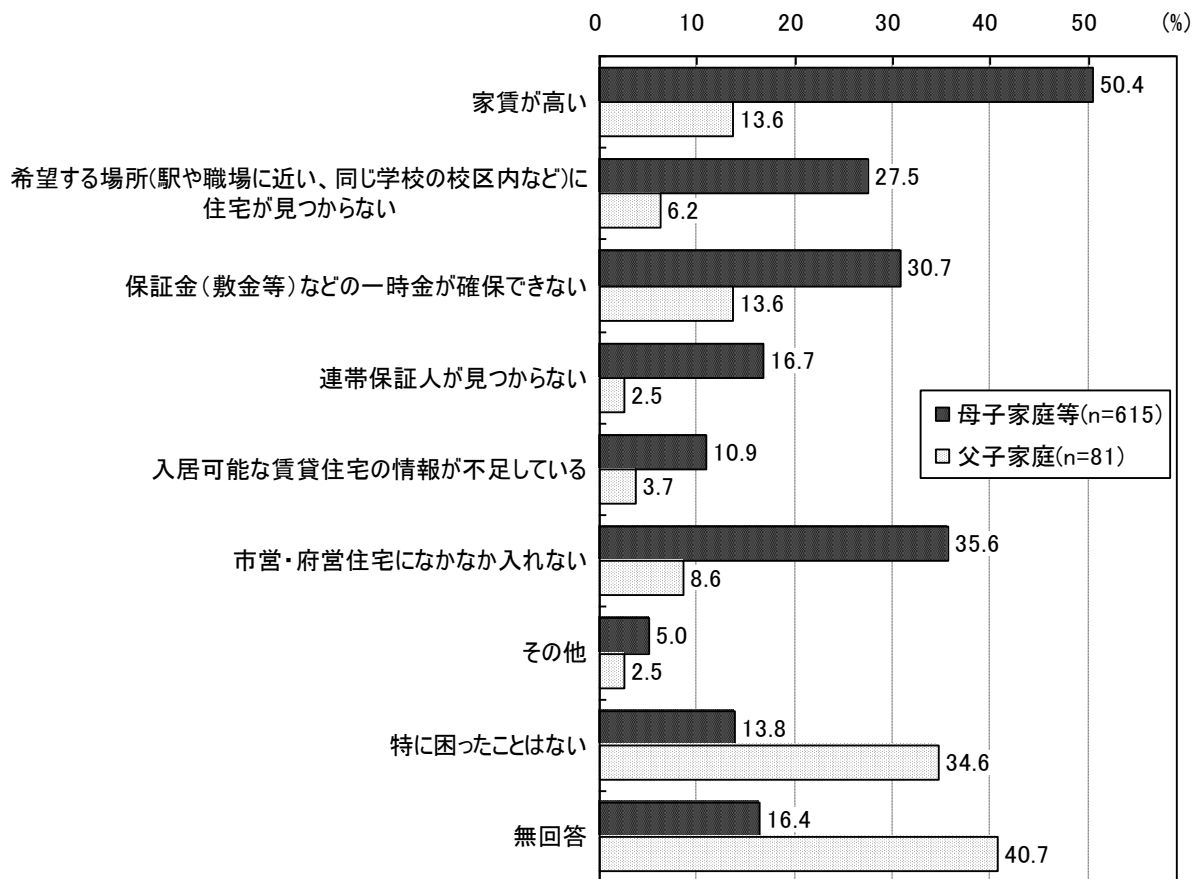
- ・ 1か月あたりの家賃については、5～7万円が最も多くなっています。

② ひとり親家庭となった時の転居状況



・母子家庭等のうち、ひとり親家庭になったときに62.8%が転居しています。

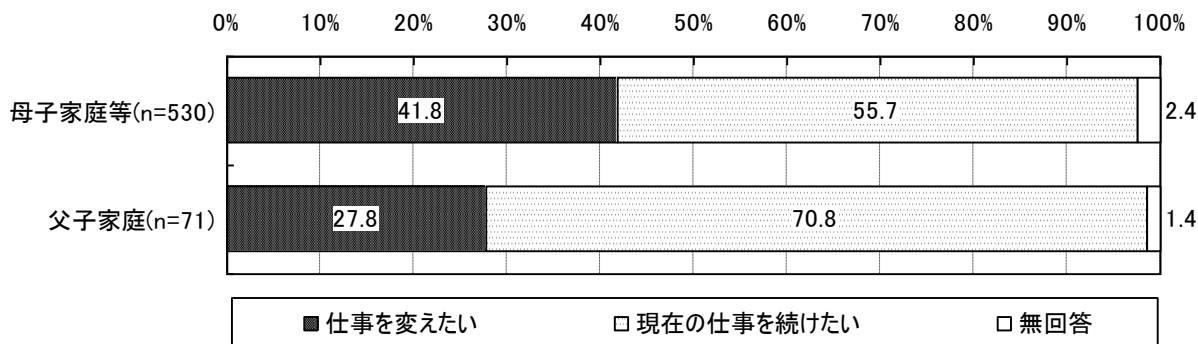
③ 住居を探したり入居するときに困ったこと



・「家賃が高い」、「市営・府営住宅になかなか入れない」、「保証金(敷金等)などの一時金が確保できない」、「希望する場所(駅や職場に近い、同じ学校の校区内などに住宅が見つからない)」などが多くなっています。

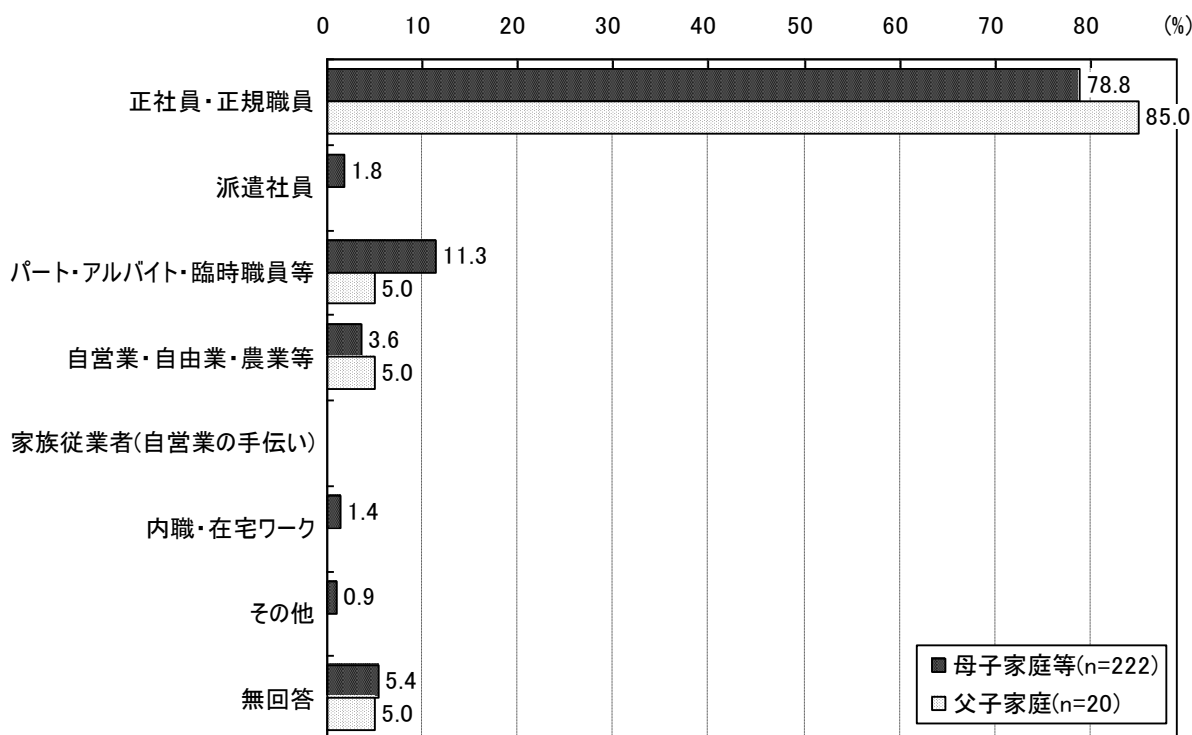
《仕事の状況と意識》

① 転職の意向



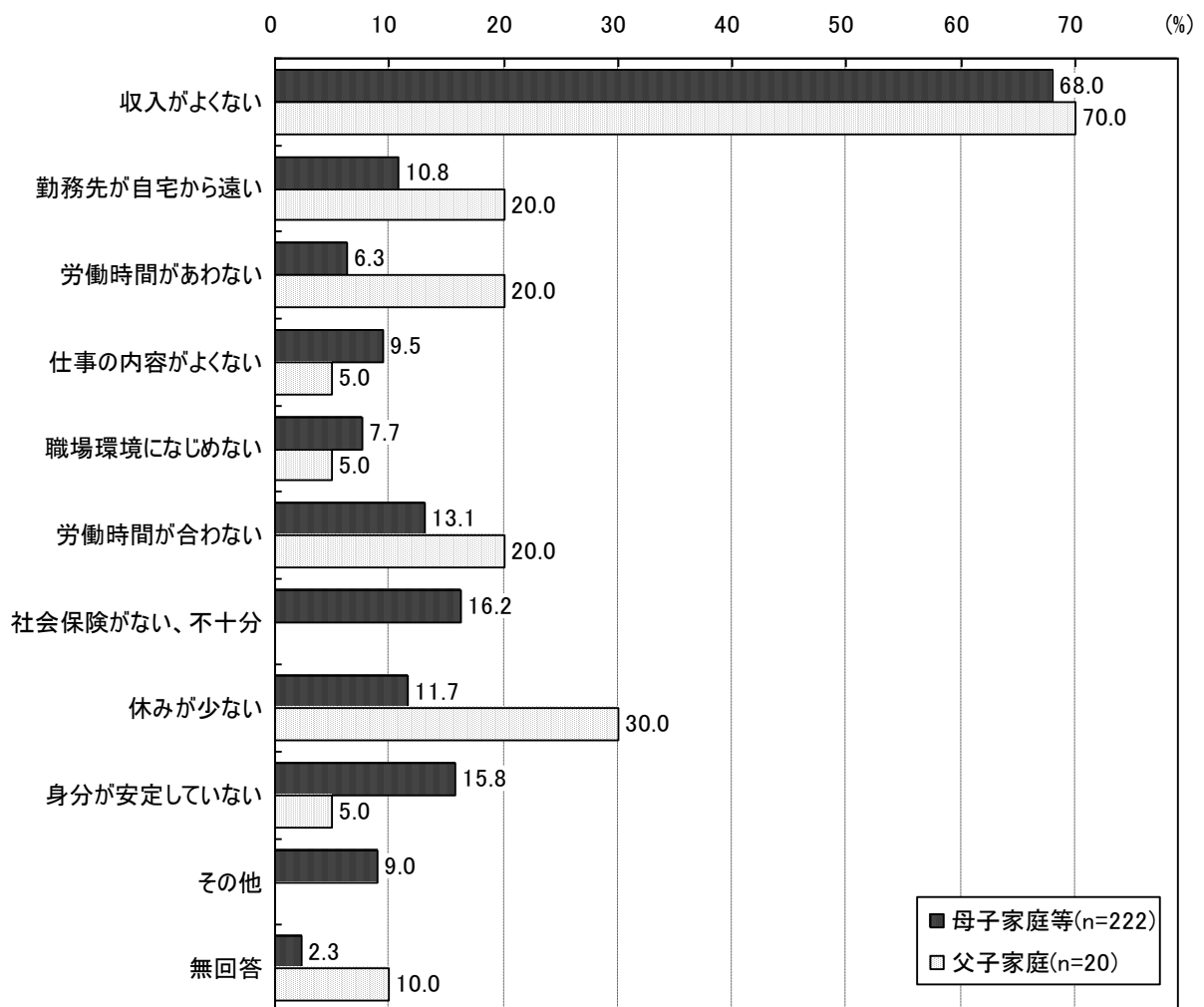
- ・ 転職の意向について、母子家庭等の41.8%、父子家庭の27.8%が「仕事を变えたい」と答えています。

② 転職時に希望する就業形態



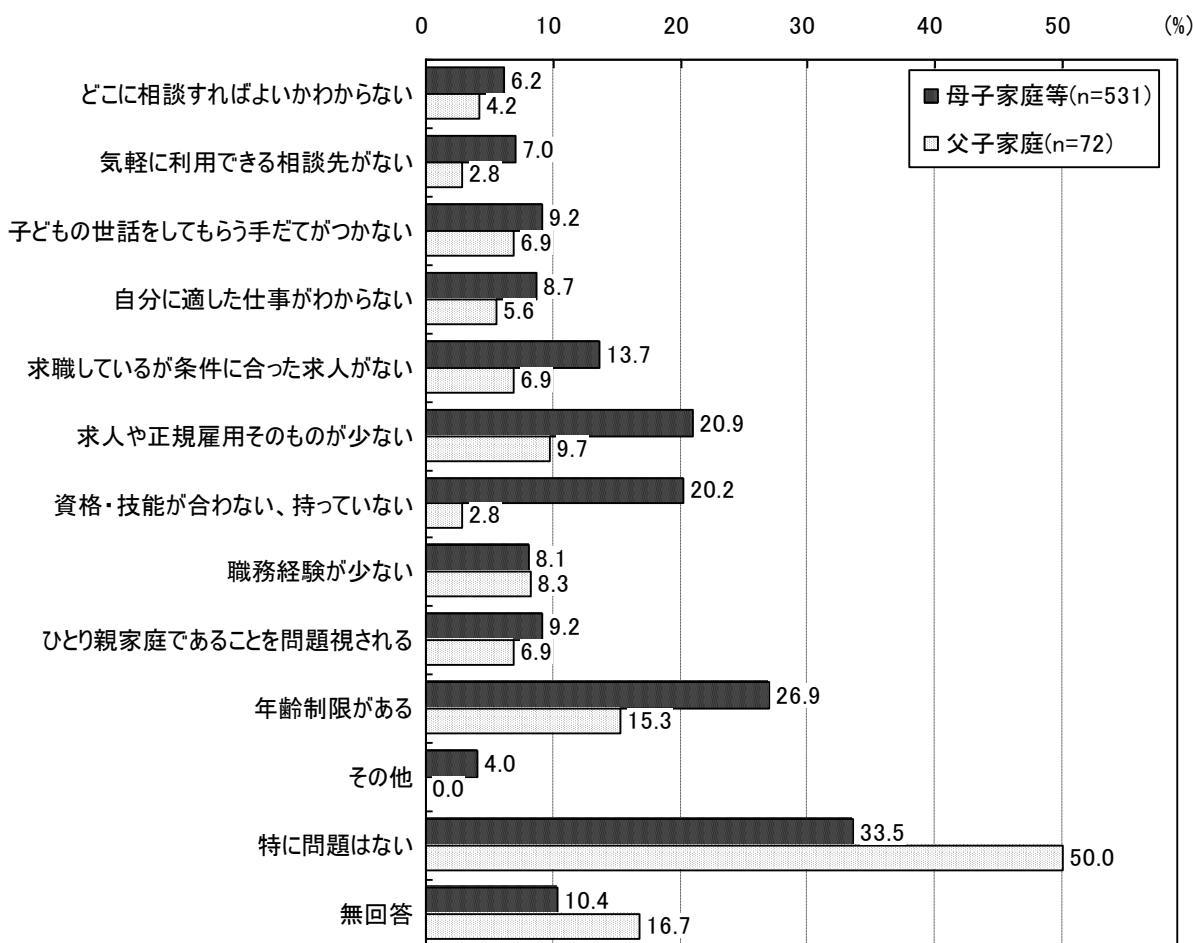
- ・ 転職先としては正社員が圧倒的に多くなっています。

③ 転職を希望する理由

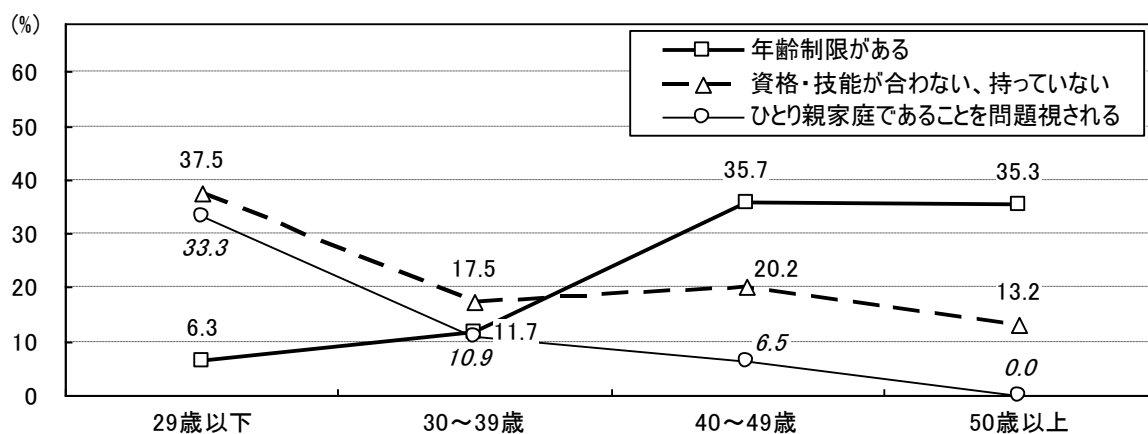


- ・ 転職を希望する理由としては母子家庭等、父子家庭とも「収入がよくない」が70%程度となっています。また、父子家庭については「休みが少ない」も30.0%となっており、子どもとの時間を取りたいという意向がうかがえます。

④ 就職する際の問題点

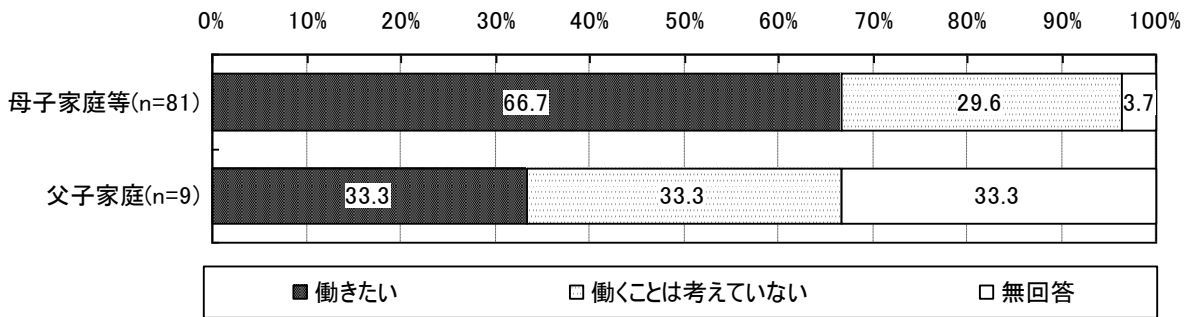


◆ 母子家庭等／回答者本人の年齢別



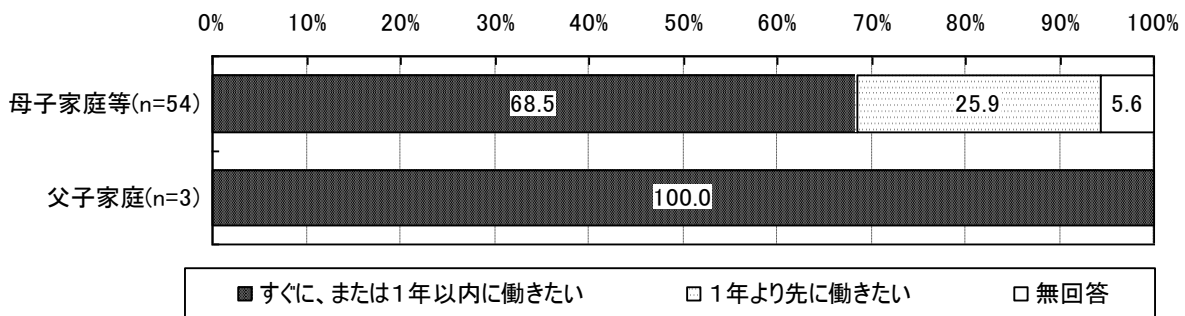
- ・ 就業する際の問題点として、母子家庭等では「年齢制限がある」が26.9%と最も多く、次いで「求人や正規雇用そのものが少ない」、「資格・技能が合わない、持っていない」などが多くなっています。
- ・ 年齢別でみると、29歳以下では「資格・技能が合わない、持っていない」が37.5%、「ひとり親家庭であることを問題視される」が33.3%となっています。

⑤ 未就業者の就職意向

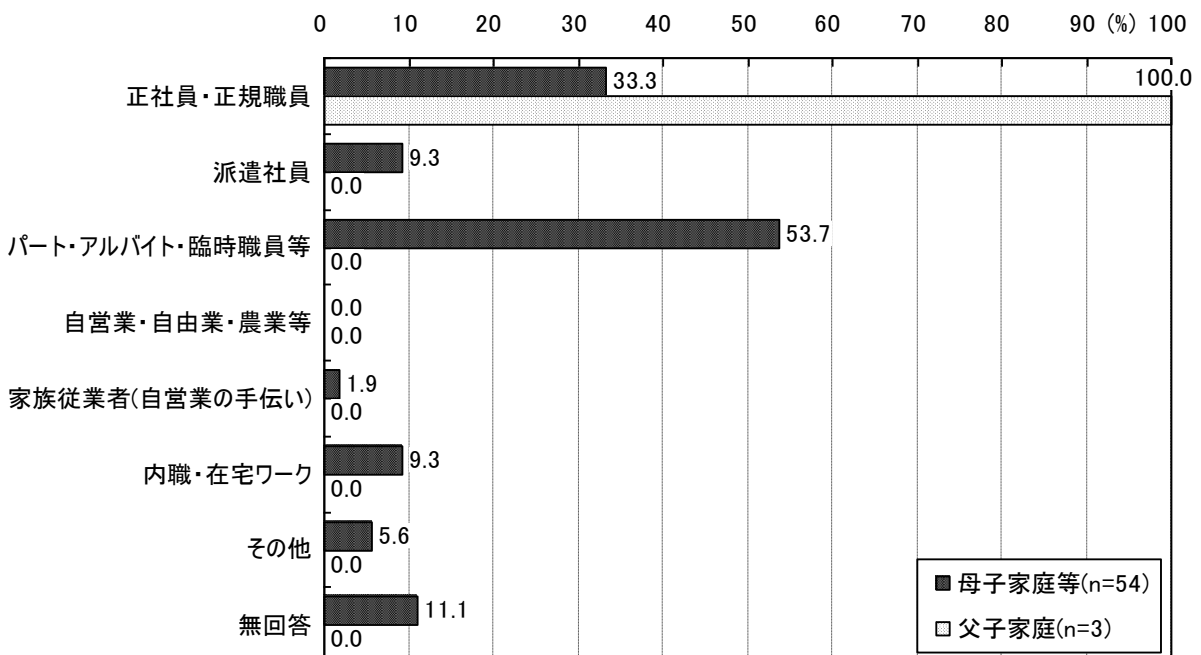


- ・ 母子家庭等で現在働いていない人のうち、66.7%が「働きたい」と答え、時期としてはすぐに働きたいと答えています。
- ・ 希望する就業形態としては、「パート・アルバイト」が53.7%と多く、次いで「正社員・正規職員」となっています。また、働きたい理由としては、「よりよい収入を得たいから」、「子どもの世話をする必要があるから」などが多くなっています。

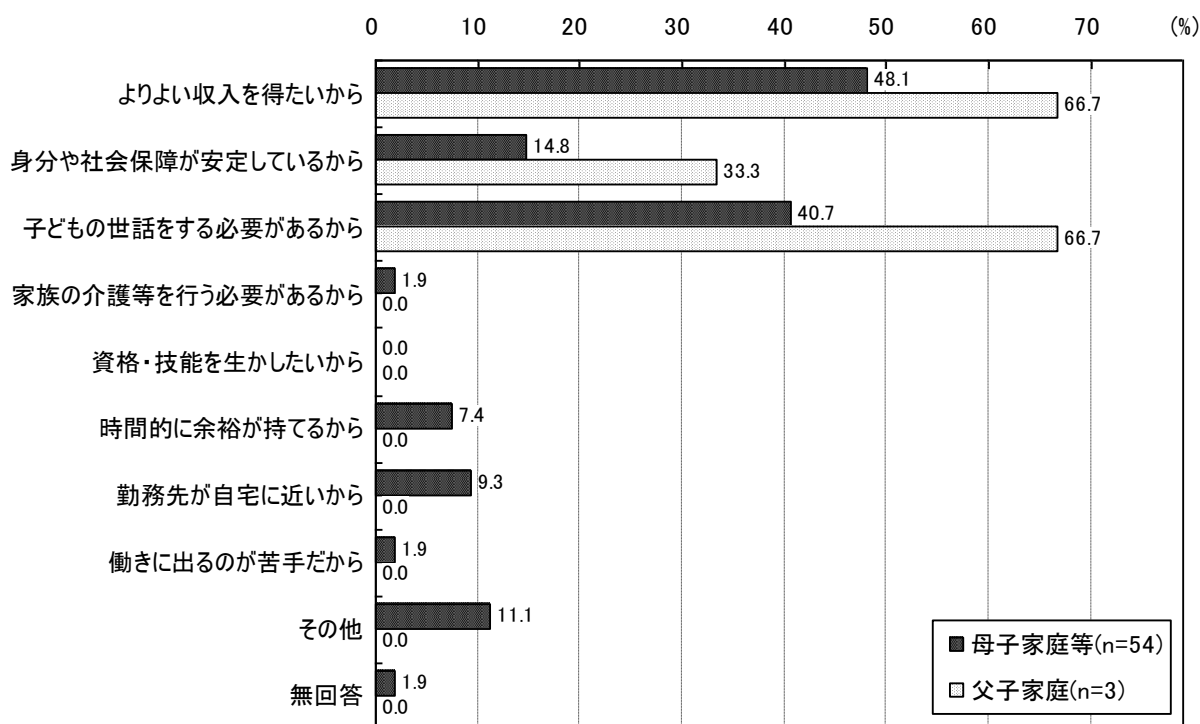
◆希望する時期



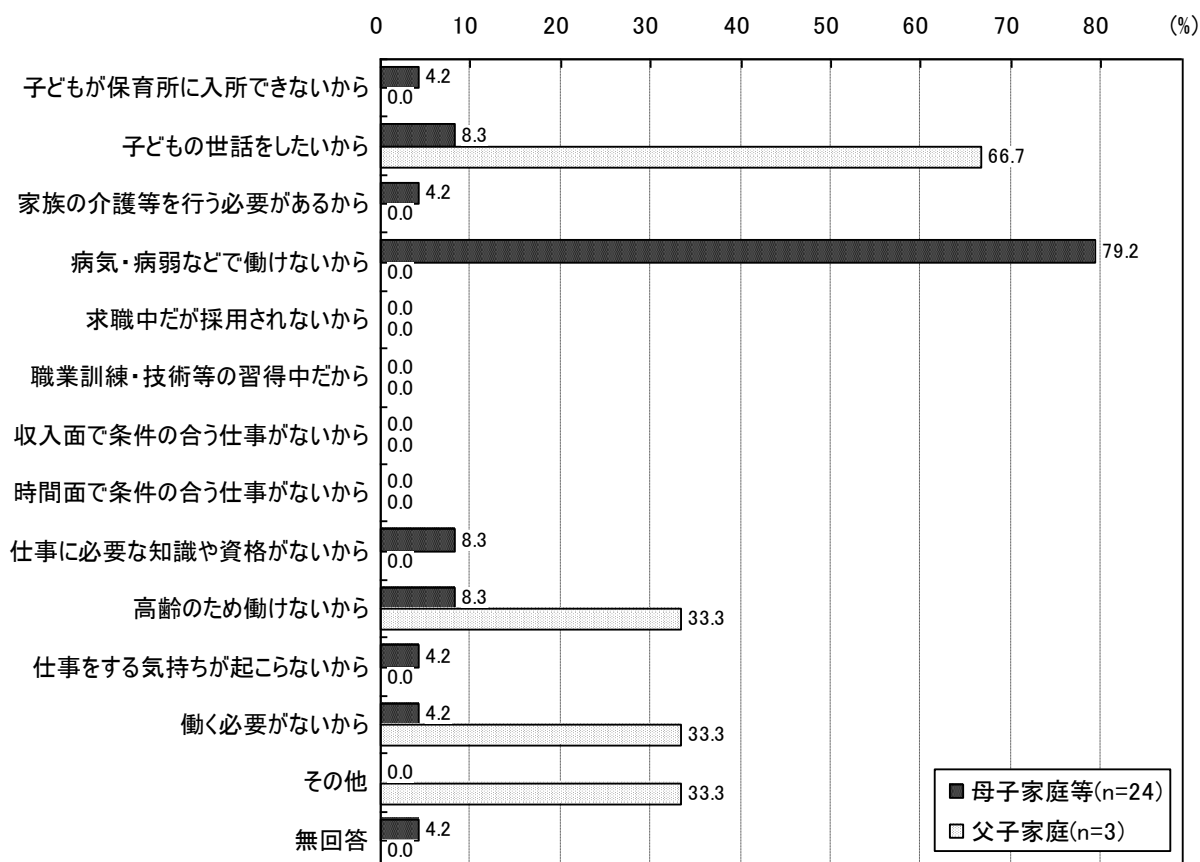
◆希望する就業形態



◆働きたい理由

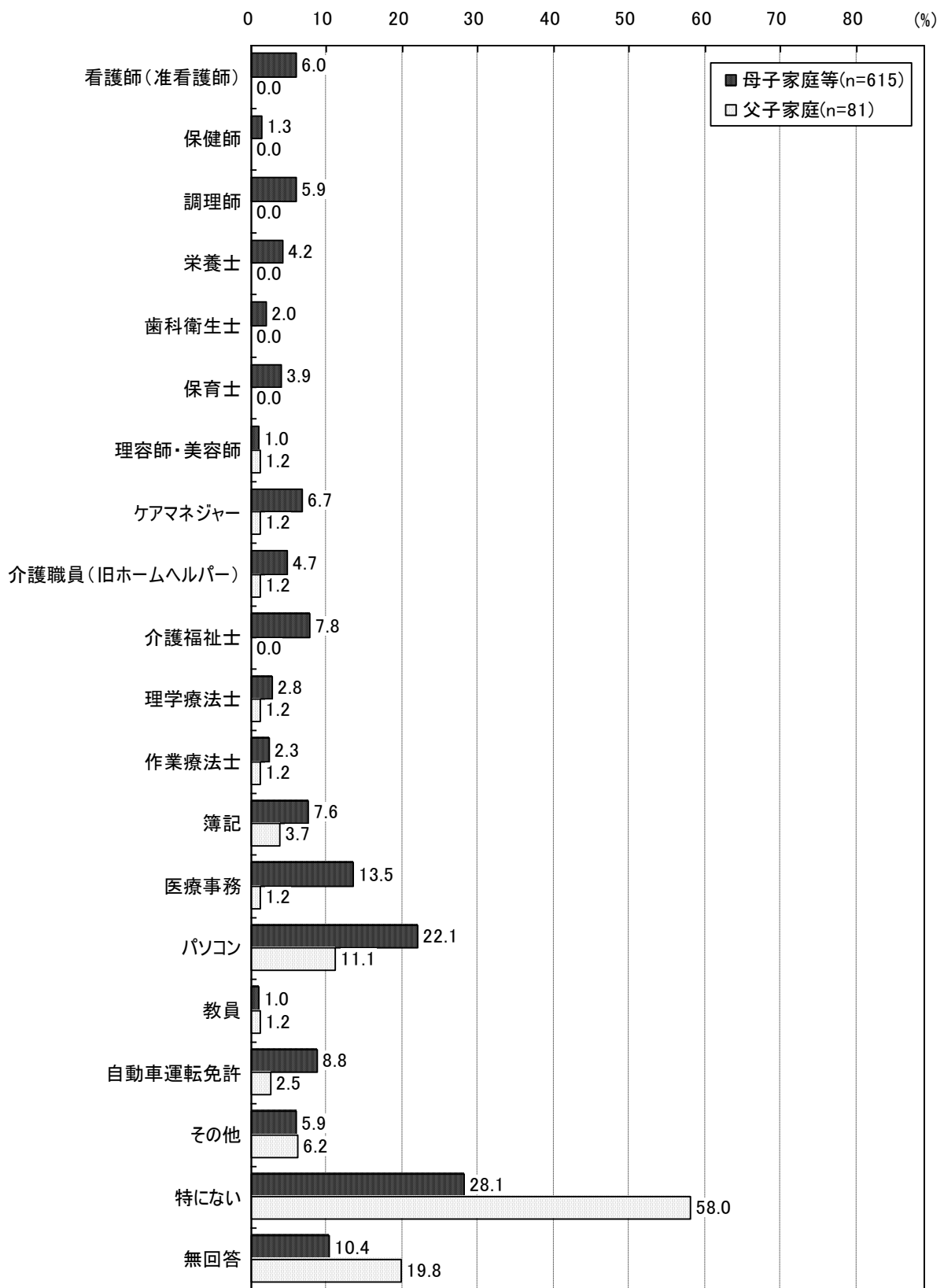


⑥ 未就業者で働くことを考えていない人の理由



・母子家庭等では、病気・病弱で働けないという人が79.2%を占めています。

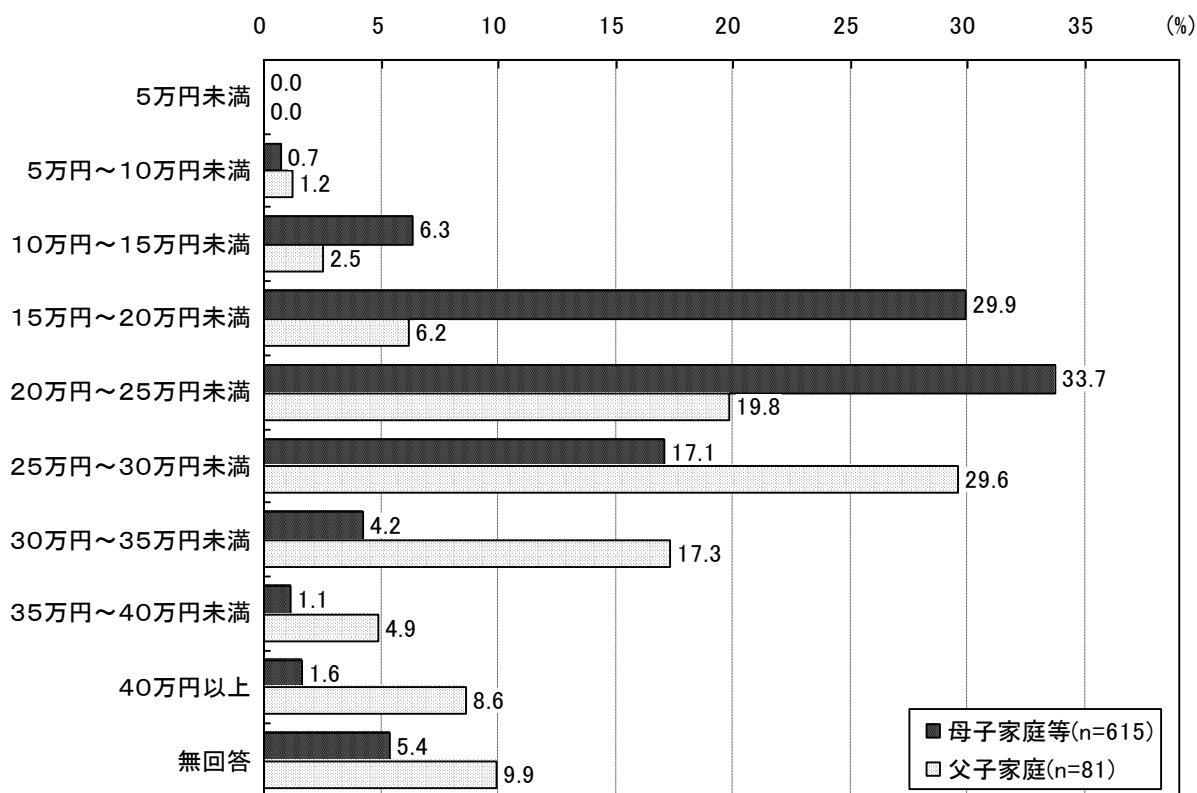
⑦ 今後所得したい資格や免許・技能



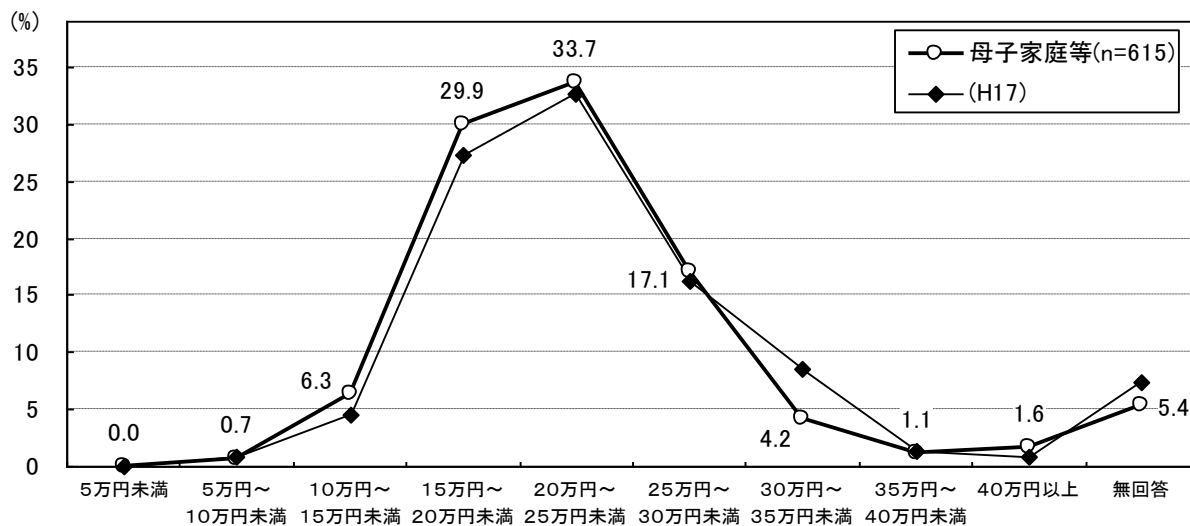
・「パソコン」が22.1%、「医療事務」が13.5%となっており、「介護職員」などは10%に満たない状況です。

《家計と生活の状況》

① 生活するために必要な金額（1か月あたり）



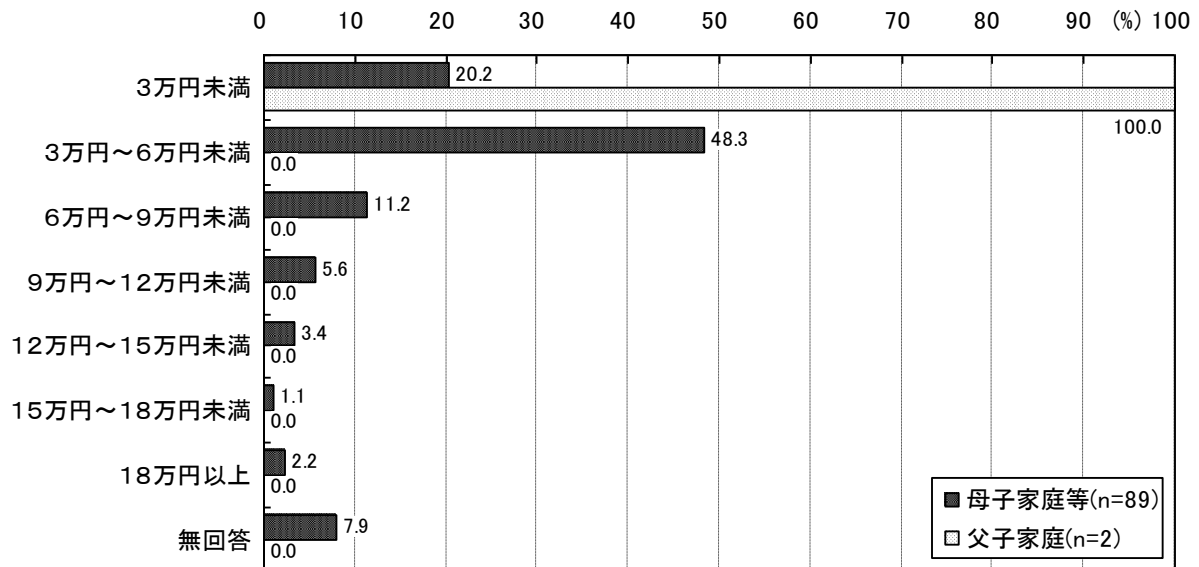
◆ 母子家庭等／生活するために必要な金額：経年比較



- ・ 1か月あたりの生活するために必要な金額は、母子家庭等で「20万円～25万円」が最も多く、次いで「15万円～20万円」となっており、合わせて半数を超えています。父子家庭では「25万円～30万円」が最も多くなっています。
- ・ 経年比較で10年前と比べると、必要な額はほとんど変化がありません。

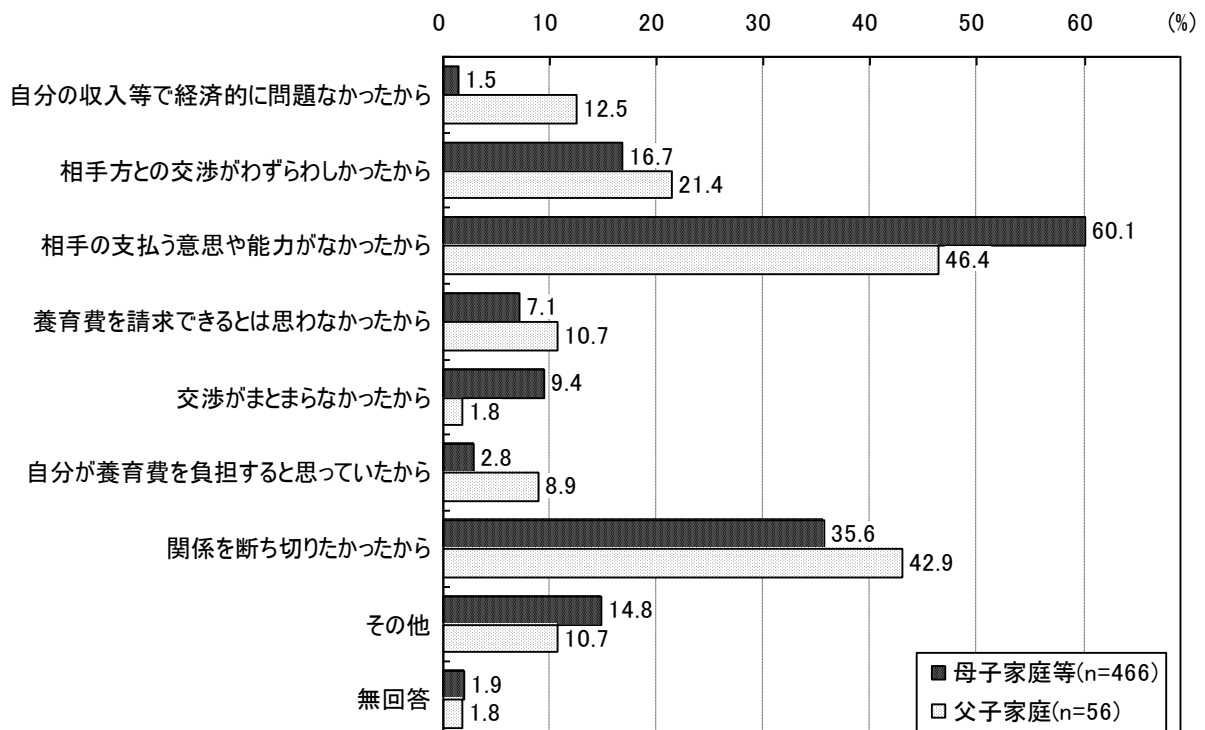
《養育費の状況》

① 1か月（または1回）あたりの平均養育費



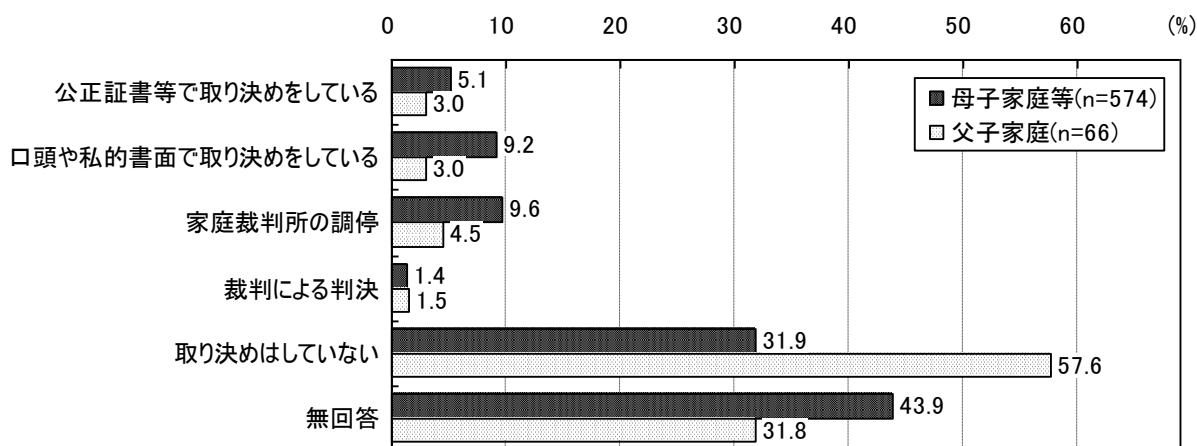
・養育費を受け取っている家庭における1か月または1回あたりの養育費は、母子家庭等では「3万円～6万円未満」が最も多くなっています。

② 養育費を受け取っていない理由



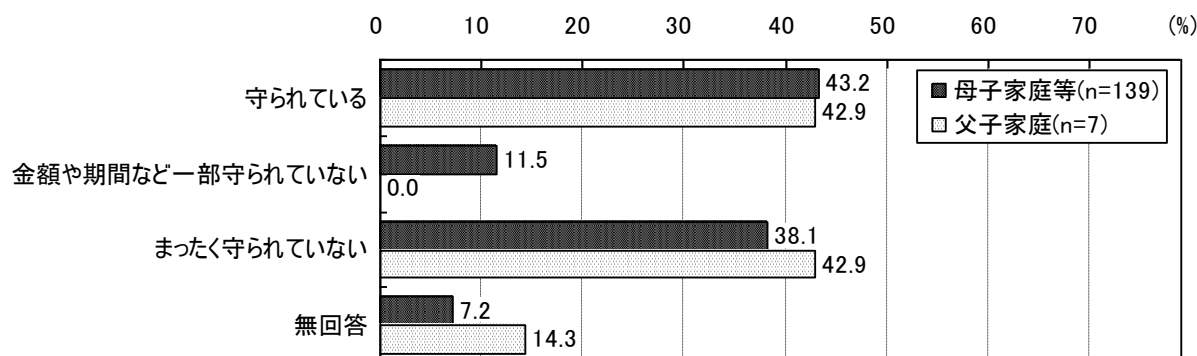
・「相手に支払う意思や能力がなかったから」が母子家庭等で60.1%、父子家庭で46.4%となっており、これに次いで、「関係を断ち切りたかったから」が母子家庭等で35.6%、父子家庭で42.9%となっています。

③ 養育費に関する取り決めの状況

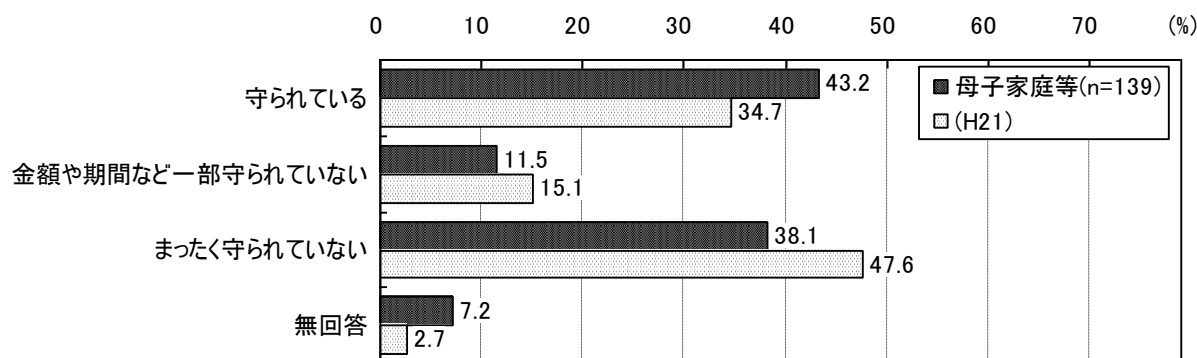


- ・ 養育費に関する取り決めはしていない家庭が、母子家庭等の31.9%となっており、無回答もふくめると75.8%が何も取り決めをしていません。

④ 養育費の支払い状況



◆ 母子家庭／養育費の支払い状況：経年比較



- ・ 養育費の支払い状況について、母子家庭等では「守られている」が43.2%、「まったく守られていない」が38.1%となっています。
- ・ 母子家庭等について経年比較を行うと、「守られている」という家庭は増えており、取り決めまでいけば養育費は支払われる傾向がうかがえます。

